

総務文教委員会記録

○開催日時

令和2年9月2日 午前9時58分～午後2時48分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長 徳永武次
副委員長 井上勝博
委員 瀬尾和敬
委員 杉蘭道朗

委員 川添公貴
委員 落口久光
委員 坂口健太

○説明のための出席者

総務部長 田代健一
総務課長 古里洋一郎
秘書室長 山元一将
文書法制室長 川畑央
財政課長 鬼塚雅之
財産活用推進課長 園田克朗
課長代理 藤園賢一郎
税務課長 佐多誠一
収納課長 山口隆雄
契約検査課長 橋口堅
危機管理監 佐多孝一
防災安全課長 堂元光信
原子力安全対策室長 祁答院欣尚

広報室長 黒木諭
ひとみらい政策課長 入枝哲也

会計課長 脇園和文

教育部長 上大迫修
教育総務課長 大濱浩一
主幹兼教育施設整備グループ長 藤井孝彦
学校教育課長 村上勝美
社会教育課長 橋口公男
文化課長 羽田美由紀
少年自然の家所長 南竜治
中央図書館長 堂元清憲

企画政策部長 末永隆光
企画政策課長 上戸理志
甌はひとつ推進課長 奥平幸己
行政改革推進課長 東田幸一
地域政策課長 下蘭伸一
情報政策課長 福元昭宏

選挙管理委員会事務局長 坂元久徳

監査事務局長 茶圓勝久
公平委員会事務局長

議会事務局長 道場益男
議事調査課長 堀ノ内孝

○事務局職員

事務局長 道場益男
議事調査課長 堀ノ内孝

課長代理 久米道秋
議事グループ員 芦谷仁美

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第 1 1 3 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	総 務 課
(所管事務調査)	秘 書 室
議案第 1 1 3 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 書 法 制 室
議案第 1 1 3 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 1 2 2 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 政 課
議案第 1 1 3 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
議案第 1 1 3 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 1 2 2 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
(所管事務調査)	契 約 検 査 課 防 災 安 全 課 原 子 力 安 全 対 策 室
議案第 1 1 3 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
(所管事務調査)	会 計 課
議案第 1 1 3 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	監 査 事 務 局 公 平 委 員 会 事 務 局 企 画 政 策 課 甌 は 一 と つ 推 進 課
(所管事務調査)	行 政 改 革 推 進 課 地 域 政 策 課 情 報 政 策 課 広 報 室
議案第 1 1 3 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	ひ と み ら い 政 策 課
議案第 1 2 0 号 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業（学校 I C T 環境整備 工事）請負契約の締結について 議案第 1 1 3 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課
議案第 1 1 3 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 化 課 社 会 教 育 課 (中央公民館) 中 央 図 書 館

議案第 1 1 3 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算	少 年 自 然 の 家
議案第 1 2 1 号 損害賠償の額を定め、和解するについて	
議案第 1 2 2 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第 1 1 3 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（徳永武次）ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可します。

△総務課の審査

○委員長（徳永武次）まず、総務課の審査に入ります。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、議案第113号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（古里洋一郎）予算に関する説明書の26ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分は、説明欄の事項、総務一般管理費で1億3,065万9,000円の減額でございます。

内容は、給料、職員手当等、共済費について、令和2年4月1日付人事異動等に伴う補正、研修旅費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、自治研修センターでの研修が中止となった対象経費を減額補正するものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、総務課を終わります。

△秘書室の審査

○委員長（徳永武次）次は、秘書室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、秘書室を終わります。

△文書法制室の調査

○委員長（徳永武次）次は、文書法制室の審査に入ります。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第113号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文書法制室長（川畑 央）予算書の26ページをお開きください。

中ほど、2目秘書広報費の7万4,000円の減額をお願いしております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、毎年開かれております、九州地区法律問題研修会というのが中止になりましたことと、文書整理に伴いまして、毎年、甌島のほうに説明に渡っておりまして、それをコロナの関係で取りやめまして、後刻、リモートで説明をしたことによって、不用となった旅費の減額をお願いするものです。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、文書法制室を終わります。

△財政課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財政課の審査に入ります。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第113号を議題とします。

当局の説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）まず、歳出予算について説明いたしますので、予算書26ページを御覧ください。

2款1項5目、事項、財産一般管理費において、決算に伴い純繰越金が確定したことにより、法定積立て及び令和元年度の特別交付税の未計上額の積立てを行うため、財政調整基金積立金を増額するものであります。

次に、歳入予算について説明いたしますので、13ページを御覧ください。

2款5項1目森林環境譲与税は、森林所有者情報整備事業等の財源として、同譲与税を増額するものであります。

16ページを御覧ください。

15款2項1目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策及び地域経済への支援等に係る事業の財源として、同交付金を増額するものであります。

22ページを御覧ください。

20款1項1目繰越金は、前年度繰越金を今回の補正財源として増額するものであります。

24ページを御覧ください。

22款1項1目総務債は、甑島地域光ファイバー敷設負担金の財源として、高度無線環境整備推進事業債を計上するものであり、7目土木債は、天大橋補修事業に係る財源として橋梁整備事業債を、横馬場田崎線整備事業の財源として都市計画事業債を、蘭牟田排水機場排水ポンプ改修事業の財源として河川整備事業債をそれぞれ増額するとともに、急傾斜地崩壊対策事業の財源として急傾斜地崩壊対策事業債を計上するほか、都市公園整備事業に係る財源の公園整備事業債を減額するものであり、10目災害復旧債は、7月豪雨災害に伴う復旧等に係る財源として、現年公共災害復旧事業債を増額するものであります。

次に、8ページを御覧ください。

第7表地方債補正について説明いたします。

追加の2事業は、高度無線環境整備推進事業及び急傾斜地崩壊対策事業において、限度額、起債の方法等を設定し、変更の5事業は、橋梁整備事業、河川整備事業、都市計画事業及び現年公共災害復旧事業の限度額をそれぞれ増額するとともに、公園整備事業において限度額の減額を行うものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第122号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、議案第122号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）第10回補正の一般会計予算書を御準備ください。

9ページを御覧ください。

20款1項1目繰越金は、前年度繰越金を今回の補正財源として増額するものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前１０時１０分休憩

~~~~~

午前１０時１２分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、財政課を終わります。

△財産活用推進課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財産活用推進課の審査に入ります。

△議案第１１３号 令和２年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第１１３号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財産活用推進課長（園田克朗）第９回補正の予算に関する説明書７ページをお開きください。

第３表、債務負担行為補正の一番上の行でございます。旧東郷中学校の利活用が図られる見込みになりましたので、遊休公共施設等増築及び改修助成事業の助成金を、令和２年度から令和３年度までの限度額１億円で債務負担行為を設定するものでございます。

利活用内容につきましては、総務文教委員会資料の１ページをお開きください。

事業の内容といたしましては、旧東郷中学校及び旧池島運動公園を活用した胡蝶蘭栽培事業で、胡蝶蘭の苗を台湾から仕入れ、旧東郷中学校と旧池島運動公園で栽培して販売する事業でございます。

旧東郷中学校の校舎を出荷調整施設及び寄宿舎として、両グラウンドはガラスハウスを整備する計画でございます。

事業実施予定は令和３年４月からで、ガラスハウスの部分から取り組まれます。

雇用計画は６０名で、うち障害者の雇用が３０名となっています。

今回、補正でお願いしています債務負担行為の遊休公共施設等増築及び改修助成事業の補助金については、条例において閉校跡地の増改築が補助対象となりますので、旧東郷中学校の校舎棟の改修費が補助対象となります。

このようなことから、補助対象としての概算事業費は２億５，１４０万円で、補助金額は対象事業の２分の１であることから、上限額の１億円で債務負担行為を設定しているものでございます。

なお、ガラスハウス整備等を含めた第１期の事業費としては、全体で約６億円と聞いているところでございます。

事業者はBlue Sky West Japan株式会社で、市内向田本町に新たに設立された法人でございます。

その他として、令和２年７月１６日に斧淵地区コミュニティ協議会から利活用に係る承諾書が提出され、７月２７日で奨励措置適用事業所に了承されております。

事業者は賃貸借契約を希望されており、年間約４２万３千４百円の賃借料となります。

文部科学省の財産処分の手続等は、記載のとおりでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）一応、念のために確認なんです、６０名のうち障害者雇用が３０名ということで、これは全員が正規雇用になるのかどうかということと、地元雇用が何人なのかということを確認したいと思います。

○財産活用推進課長（園田克朗）全員が正規

雇用というところではございません。正規雇用とパートも含めてという形で考えていらっしゃるようでございます。

あと一点が、地元雇用につきましては、できるだけ地元から雇用をしたいという意向は持っていると思いますが、募集状況によってはどうなるかというところ、まだ不透明なところがございます。

○委員（井上勝博）正規雇用が何人というのは聞いていませんか。

○財産活用推進課長（園田克朗）今、はっきりとした正規雇用の数は、まだお聞きしていないところでございます。

○委員（杉藺道朗）参考までにちょっとお聞きしたいんですけど、地元のほうで胡蝶蘭栽培をされているところがあったんじゃないかなと思いますけど、もう今はそこの兼合いというか、当然これだけの規模の会社ができれば、若干の影響というのは出てくるんじゃないかなと思います。そこが私たちには分からないものですから。そこ辺り、分かったら教えてください。

○財産活用推進課長（園田克朗）市内では、今現在では胡蝶蘭事業をしていらっしゃるところはございません。3、4年ぐらい前までは、1件ほどあったということでお聞きしているところがございます。

○委員（川添公貴）Blue Sky West Japanの資本金は、まず幾らですか。

○財産活用推進課長（園田克朗）現時点で900万円となっております。

○委員（川添公貴）この会社が新規設立なので、銀行の融資見込みというか、引受けの部分の確認をされたと思うんですけど、そこがしっかり確認されているのかどうかということが1点。

それから、60名のうち30名なんですけど、障害者の方を級別、等級でいったときに、多分指導員の方を入れなきゃいけないと思うんですよね、雇用するに当たって。そういう共同作業所的な感じでいくと、指導員の方の数がなかなか集まらないんですけど、現状、30名はありがたいんですけど、そういう確保のめどが立っているのかどうか、そこを確認されていると思いますか。

○財産活用推進課長（園田克朗）まず、1点目の銀行との融資の証明の関係でございますが、

まだ、現時点では事業計画を提出していただいた段階でございまして、今後、補助金申請等を審査していく中で、その辺のところは書類等を提出していただいて、十分に精査して確認してまいりたいと考えているところでございます。言われるとおり、銀行の融資証明等は必ず提出していただく考えでいるところでございます。

それから、障害者雇用の確保の点でございますが、事業者として考えていらっしゃるものは、特例子会社制度を活用した障害者の雇用を確保すると予定されていると思います。

特例子会社制度といいますのは、障害者雇用促進のため、事業者が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されている者として、その親会社に実雇用率に算定できる制度でございます。この制度を活用して障害者の雇用を確保するというところで、計画されていると思います。

あと指導員の関係でございますが、指導員につきましては、一応募集をかけていらっしゃる状況でございます。

○委員（川添公貴）今、自治体とか、そういう公共団体についてもそういう障害者雇用枠というのがあって、その枠を確保するために枠分を請け負うという制度だろうと思うんですけど、障害者の方の雇用の場が広がるので、それはそれでいいとして、一番心配するのは、ガラスの胡蝶蘭のハウスを作ったときに、1反分の1棟を大体3,000万円ぐらい、いいやつはかかるんですけど、本当に900万円の資本金でしっかりと雇用が数年度確保された状態の営業ができるのかというのがちょっと心配なんです。雇用していただくのはありがたいことなんですけど、それが続くのかということ。

資本金を聞いたのは、単年度出荷ができないので、運転資金をどれぐらいお持ちなのかなというのが気になったんです。そこ辺がどう、誘致するに当たっては長くいてもらわなきゃ困るので、そこ辺だけ教えてもらえればと思いますけど。

○財産活用推進課長（園田克朗）出荷の Spanien といたしましては、輸入してから開花して販売するまで6か月から1年程度ということで聞いております。

また、900万円の資金の裏づけ、それにつきましては先ほども言いましたとおり、まだ詳細なところの資料の提示は補助金申請のときにということでやっておりますので、またその点で十分確認をしていきたいと思います。

この事業につきましては、台湾で栽培実績のある会社が苗の供給や施設整備等の支援を行う中で、日本での事業拡大を図るために計画されていらっしゃるということで聞いております。栽培についても、国内での胡蝶蘭栽培の実績のある方を顧問として迎えて、事業展開を図るということで聞いております。

そういうような経験がある関連企業、それから顧問として迎えるそういう国内での実績者、そういう方々を含めて事業展開をするということで聞いていただいているところでございます。

言われるとおり、心配であると言われるのはごもっともな御意見だと思いますので、途中で頓挫しないように、その辺りは十分に精査してまいりたいと考えているところでございます。

○委員（川添公貴）最後に1点、池島運動公園は災害時のたしか置場になっていたはずなんですけど、こういう災害があったときの災害残土というんでしたっけ、残土じゃなくてもそれを仮置きする場所に指定されていたはずなんですけど、そこはきちっとそういう場所をほかに確保して指定を外したのかどうか、そこを教えてくださいませんか。

○財産活用推進課長（園田克朗）捨土というか廃材、それにつきましてはいろいろ庁内でも話がありました。どこで災害が起こるか分からない中で、ここだけの場所ではなく、そのほかにもいろいろといっぱい市有地というのがありますので、その中でまた対応していくというスタンスで考えているところでございます。閉校跡地も含めてです。

○委員（井上勝博）これから補助金の申請などをされるという話なので、その中でまたできるだけ地元雇用、そして正規雇用をしていただくように要望をしていただくということで、頑張りたいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○財産活用推進課長（園田克朗）総務文教委員会資料の2ページをお開きください。

今回、旧いこいの村いむた池と竜仙館を利活用したい意向のある事業者がありますので、状況を報告するものでございます。

まず、旧いこいの村いむた池は、既存施設を有効活用し、事業者としてはできるだけ改修を行わずに事業を展開する考えでの事業者でございます。

現在、施設の老朽化により電気設備の改修を要することが判明し、事業者においてその対応をどうするか検討中で、難しい場合では計画の中止もあるということを御了解の上、御説明させていただきたいと思います。

順調にいった場合の事業の内容といたしましては、具体的には、旧いこいの村いむた池の利活用としては、外国人人材育成施設として、またデイサービス、高齢者向け配食事業でございます。令和2年11月から一部事業を開始し、地元優先で最終的に12名の雇用を計画されています。

竜仙館については、そうめん流しを活用した飲食事業としての利用で、令和3年4月の開始予定で、地元優先雇用を7名の計画でございます。

事業者は一般社団法人ジャパンホスピタリティラーニングセンターで、所在地は東京都になります。

蘭牟田地区コミュニティ協議会に両施設の利活用を説明し、承諾済みで、奨励措置適用事業者としては了承されております。

事業者は賃貸借契約を希望されており、年間約500万5,000円の賃借料となります。

なお、両施設とも閉校跡地ではないことから、補助金の交付対象でないことを申し添えます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（瀬尾和敬）まず、眠っていたいこいの村いむた池と竜仙館を復活させていただくということで、とてもうれしく思います。



先ほど、内部の改装などと思うとおりにならないことがあるかもしれないと、さらりと言われたんですが、大体どういうところなのかなと思いました。長い間、放置されていたから、いろんなところが傷みが出たりしているのではないかなと思うんですけども、せっかく軌道に乗りつつあるのに、また暗雲がこもるような一言だったと思うんですけど、そこをちょっと晴らしていただきたいと思います。

**○財産活用推進課長（園田克朗）** 施設も2年半ほど閉鎖した状況でございまして、相当設備が老朽化しております。電気設備の関係で、キュービクルの関係がまず通電するために工事がかかるということで、それを経費的にどうしようかと。

この事業者さんにつきましては、できるだけ経費を抑えて事業を展開したいと。人材研修施設でございまして、今のホテル形式の中で、泊まる場所とか、ホール、ロビー、あるいは旧結婚式場のところでの研修施設とか、そういうのは対応ができるということで考えていらっしゃるんですけど、経費はそんなにかからなくても利活用ができると。その中で、通電するためのキュービクルが改修がかかるということで、今そこを検討中のところでございます。

最初、厳しい内容のことで御説明いたしました、そこはまだ不透明なところはあるものですが、このような形で説明をさせていただきました。

**○委員（瀬尾和敬）** 祁答院の人にとってはとてもうれしいことで、一日も早く復活してほしいという願いがあると思います。

令和2年11月より一部事業を開始するというようなことになっていますが、先ほど言われたような理由で、これはこのとおりにならない可能性があるということですか。

**○財産活用推進課長（園田克朗）** 言われますとおりの順調にいった場合の話でございまして、工事をかけるとしたときにどのぐらいの期間がまたかかるのか、そこによっては、ずれてくる可能性もあるということで御理解いただければと思います。

**○委員（瀬尾和敬）** キュービクルの具合が悪いとかということで、それは多額な経費がかかるんですか。

**○財産活用推進課長（園田克朗）** 詳細につい

て、課長代理のほうで説明させていただきます。

**○課長代理（藤園賢一郎）** キュービクルにつきましては、高圧受電設備、市役所のほうにもございます。装置全体をキュービクルというふうに呼んでいるんですが、実際は中にいろんな部品が入っています。変圧器であるとか変電器であるとか、そのようなものの中で老朽化が進んでいる器具もあると。全てを交換するというわけではないんですが、現在の状況といたしましては、業者さんにも何回も現地を確認していただきまして、現状を把握できております。どの部品が悪くて、どの部品を換えなければいけない、それも分かっております、実は金額のほうもできております。

今日、午後からラーニングセンターの事業者さんと電気事業者さんが最終金額の協議をされる予定なので、9月上旬ぐらい、早いうちには今後の方針というのがはっきりと御報告ができると考えております。

本日の午後からも、市のほうとも電気業者さんとの協議を含めた協議をさせていただくように計画をしているところでございます。

**○委員（杉蘭道朗）** こうして一つの企業が活用していただくということは、順調にいただければ大変ありがたいことかなと思いますけれども、いこいの村いむた池の聞けば温泉設備ですよ。事業所が当然施設内の部分に関してはその管理下になるわけですから、何かそっちのほうというのは開放というわけじゃないんでしょうけど、あれだけの温泉設備を一事業所において、全てそちらのほうでという部分をなくして、地元の方々でも何か使えればなというようなそういう声とか、協議の中においてなかったのか、そこ辺りはどうなっていますか。

**○財産活用推進課長（園田克朗）** 地元の説明をしたときに、そのような声はあったということでは聞いております。ただ、維持管理費等が相当な経費もかかるということで、その辺りをどうしていくかということは事業者さんのほうで検討をするということになってるところでございまして。

**○委員（杉蘭道朗）** 要望もあったというようなことでございまして、まずは当然今言われたように、事業者の判断になるんでしょうけれども、地元にある意味ちょっとこう還元的な部分があって、利用できたらいいのかなと思ったりもします

けれども、今後のいろんな協議の中で煮詰まってくる部分かと思うので、そういう声も大事にしてほしいという要望でありました。

○委員（井上勝博）念のためにお聞きしたいんですが、地元優先雇用がそれぞれ12名、7名なんですが、これについてはどういう形式、正規なのか、非正規なのか、その辺についてははっきりしているのでしょうか。

○財産活用推進課長（園田克朗）人数的なのははっきりしませんが、全員正規とか、全員パートというわけではなくて、業務内容に応じての正規の雇用、いこいの村はですね。竜仙館につきましては周年ではないです。ほとんどパートになるかと考えているところでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございせんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、財産活用推進課を終わります。

---

#### △税務課及び収納課の審査

○委員長（徳永武次）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

---

#### △議案第113号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第113号を議題とします。  
当局の補足説明を求めます。

○税務課長（佐多誠一）まず、歳出に係る補正について御説明いたします。

第9回補正予算に関する説明書29ページをお開きください。

2款2項1目税務総務費の減額は、4月の人事異動等に伴う職員給与費の補正でございます。

2款2項2目賦課徴収費13節委託料の増額は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の公布によりまして、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、1点目としまして、登記簿上の現所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対しまして、氏名、住所等必要な事項を申告させることができることとされました。

2点目は、一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課することとができることとされました。

これに伴い、現所有者申告書が提出された場合、現所有者名を納税通知書の宛名部分に出力できる機能などを追加するプログラム改修を委託するものでございます。

なお、この委託に要する経費は82万5,000円でございますが、軽自動車税及び市県民税納税通知書等作成業務委託の2件の執行残36万3,000円を差し引きまして、46万2,000円を増額させていただくものでございます。

次に、歳入に係る補正について御説明いたします。

予算に関する説明書11ページをお開きください。

1款2項固定資産税2目国有資産等所在市町村交付金並びに次の12ページでございます。1款8項使用済核燃料税は、実績による増額でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △議案第122号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第122号を議題とします。  
当局の補足説明を求めます。

○税務課長（佐多誠一）議案第122号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明いたします。

第10回補正予算に関する説明書11ページをお開きください。

2款2項2目賦課徴収費は、市税歳出還付金について、増額をお願いするものでございます。

この市税歳出還付金は、法人市民税の中間納付金の精算払戻金など、市税の過年度更正に伴う過

誤納金等を返還するために予算措置していただいているものですが、今年度は大口の還付から少額のものまで諸々ございまして、7月末時点で予算をほぼ使い切ってしまいましたことから、8月に555万7,000円、そして148万4,000円の2回、合計704万1,000円の予備費充用をさせていただいたところでございますけれども、実績ベースにおきまして、9月から3月までの市税歳出還付金としまして2,450万円の不足が見込まれますことから、今回、増額の補正をお願いするものでございます。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（川添公貴）** 毎年これぐらい出てくるんですけど、大体大口はどこなのかということと、どれぐらいの金額なのかということ。

それから、償還金利子について、何%で返しているのかですね、利子を。

その2点、お答えをいただきたい。

**○税務課長（佐多誠一）** まず、本年度の一番大きいものは860万円ぐらいでございます。そして、件数的には、8月末現在で申しますと、昨年より3割ほど多くなっているところでございます。

そして、先ほどの還付加算金の利子の部分ですが、現在1.6%でございます。そして、税法改正によりまして、令和3年1月1日から1.1%になる予定でございます。

**○委員長（徳永武次）** ほかにございせんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（徳永武次）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。  
以上で、税務課及び収納課を終わります。

---

#### △契約検査課の審査

**○委員長（徳永武次）** 次に、契約検査課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（徳永武次）** それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（川添公貴）** いつも出してもらっているんですけど、発注に対して抽選の割合はどれぐらいか。抽選の割合がかなり高いんで、それで毎回質問しているんですけど、改善されたのかどうか。

施工の70%が済んだときに次にまた申し込めるということが一つあったんですけど、その分がどれぐらいあるのかということ、これ2点目。

その2点ちょっとお願いします。

**○契約検査課長（橋口 堅）** まず、抽選といえますか、くじの発生率の関係でございます。令和元年度につきましては、大体くじの発生率は40%でございます。その前が52%でしたので、12%程度は下がっております。その要因としては、くじの発生率の多い舗装工事等が件数がちょっと少なかったということになります。

それから、70%につきましては、同じ現場であれば、同工種であれば1工事しかできないという受注制限をとっておりまして、ただし進捗率が70%を超えた場合には解除するということで、そういった受注制限をとっておりまして、すみません。その件数はちょっと今把握しておりません。

**○委員（川添公貴）** 入札結果はいつも見ているんですけど、当たる人は結構当たるんで、従業員数が例えば多いところは70%いけばすぐ申し込めるんですけど、従業員数が少ないところは現場監督とか、現場責任者が手当できないというような場合もあるらしいんですけど、もうちょっと緩和していただいてやってもらえないかということが一つ。

それから、今35度を超える気温がですよ、35度を超える中で作業をしているわけなんで、それについては発注の中において熱中症の特別の

契約金を一般管理費を出されていると思うんですけど、それでもやっぱりきついている状況の中で、工期もちょっと取ってもらっている。その辺の対策を今後もうちょっとしていかなくちゃいけないんじゃないかということはあるんですが、方向性をどのように考えているのかということ。

それから、もう一点、繰り返しますが、くじになる率が高いのはみんな同じデータソフトを持っているんで、それにかければ数字がばんと出るんですよ。同率が出るんだろうと思うんですけど、であるならばもうちょっと底上げをしてほしいという希望があったということ、そこはまた検討していただきたい今後の課題だと思うんですけど、要は進捗率の低い段階でも2工事取れるような、入札に入れるような制度にもう一回できないかということなんですけど、お考えがあれば。

**○契約検査課長（橋口 堅）** 本市の入札制度は、工事請負費がまず130万円から3,000万円までが工事成績が高ければ、入札によく参加できる工事品質評価型入札制度をとっております。

それから、3,000万円以上につきましては、総合評価落札方式による入札になっておりますけれども、実質、通常入札参加資格総合点が500点以上が、条件つき一般競争入札に参加できますけれども、総合評価落札方式の場合には工事の規模とか難易度によって、例えば総合点が1,100点以上とか、1,300点以上とか、実質ランク制度をとっております、問題がそのくじの発生率の関係なんですけれども、この工事成績の区分、工事成績によって4区分によってその入札の発注をしているんですけれども、近年各業者の工事成績がかなり高くなっておりますので、実質75点以上の区分と、それ以外の区分の二つの区分で今実際入札をしている状況で、たくさんの業者で抽選を行っているような状況になっていきますので、現在、これをちょっと再区分化するなり、区分化して抽選になってもたくさんの業者ではなくて、ある程度少ない業者で抽選ができないかといったような検討をしているところでございます。

それから、熱中症関係につきましては、おっしゃるとおり経費が認められますし、工期の関係につきましても、今国・県のほうから通知が来ます

ので、国・県の取り扱い通知に基づきまして、市としても対応しているところでございます。

**○委員（川添公貴）** 検討中ということなので最後にしますけど、大方1,300点前後、1,100点以上みんな持っていらっしゃるんで、どうしてもいっぱい入ってしまうということがあるので、おっしゃるように昔のABCランクに返す方法が必要なのかなとは思っているんですけど、それらも含めて今後検討していただければと思います。

というのは、もう皆さんが高い点数を持っているんで、どうしても競合してしまうということ、競合が悪いということではないんでしょうけど、あるところに偏ってしまったりするような状況が生まれてしまっちはちょっと困るので、そのような形をとっていただければと思います。

それから、これお願いなんですけど、8月1日から週休二日制の導入が始まりましたよね。そうすると、それに対して工期を、見合った工期をとっていらっしゃると思うんですけど、働き方改革をしっかりと進めていくためには、やはりもうちょっと工事発注単価を上げて、たしかもう一つありましたよね。トイレ等の環境整備なんかがあったような気がしたんですけど、それらにちゃんと充当できるような一般管理費を、もうちょっと組んでいただければ、目指している週休二日、現場環境の健康で働ける環境づくり等ができていけると思うんで、今後の課題ですけど、お金があることなので難しいとは思いますが、ぜひ検討していただいて、そういう働きやすい環境づくりのためにも、一般管理費をもう一回見直すという形等もあわせて検討していただければと思います。

**○契約検査課長（橋口 堅）** 週休二日工事の関係につきましてですが、現在、工期は県の基準による標準工期を設けておりまして、その標準工期の中には通常の土日とか祭日とか、お盆、それから年末年始休暇の関係も十分考慮した標準工期をしておりますので、特に週休二日工事をしたからといって、工期を延ばすということはありません。

それから、経費等につきましては十分に工事請負費の中で、作業員の方にも給料が行きわたるように、国県の単価改定、労務費改定に準じましてそれに市も改定をしておりますし、急激なインフ

レがあった場合には変更契約を行うインフレ適用条項も適用しております。

それから、ダンピング対策として経年価格調査、応札額が予定価格の92%未満になった場合には、あまりにも低い額では契約の履行ができない可能性がありますので、一旦入札を止めてその額で契約ができるのかどうかということで、そのときにはじめて事実上の最低制限価格も設定するんですが、今年度はその最低制限価格の基準も3%引き上げました。これは鹿児島県に準じて薩摩川内市、他市はちょっとやっていないんですけども、鹿児島県の次に薩摩川内市が引き上げたところでございます。

以上のような対応をとっておりますし、今後もまた国県に準じまして必要な対応はとっていきたいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。

#### △防災安全課の審査

○委員長（徳永武次）次は、防災安全課の審査に入ります。

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○防災安全課長（堂元光信）資料はございませんが、1件御報告をさせていただきます。

台風についての報告でございます。まず、台風9号の状況と対応についてですが、台風9号は東シナ海を時速約20キロで北上し、本日午後甑島の西海上に達し、18時には長崎県の五島市の西、約130キロに達する見込みでございます。今後、雨や風が強くなる恐れがあり、十分な注意が必要であるとのことでございます。これまでの本市の対応としましては、昨日夕方16時35分に情報収集体制に入り、同刻防災行政無線による市内全域に台風への注意喚起を放送しており、本日、朝の7時55分にも注意喚起と避難について呼びかけを行っているところでございます。

避難等の状況についてですが、本土については現在4世帯4名、里地区について7世帯7名、下甑13世帯17名の計24世帯28名が現在避難されているところでございます。また、人的、物的な被害については、現在のところ報告は入っておりません。

昨日からの最大瞬間風速は、少し情報は古くございますが、下甑で本朝の6時20分、19.6メートルを観測しております。なお、本庁については朝6時、13.7メートルを観測しております。台風9号に対しては、今後も引き続き人的被害が生じないように、また家屋等への被害を最小限にとどめるよう、しっかり対応していく考えでございます。台風9号については以上でございます。

台風10号の状況と対応について、御報告いたします。昨日発生した台風10号は、現在太平洋上にあり、勢力を強めながら6日日曜日に九州地方に、特に鹿児島県に接近、上陸する可能性があるという気象庁の予報でございます。また、気象庁等の発表、報道では最大級の警戒を呼びかけておられます。

まずは、現在台風9号への対応をしっかりと行い、台風10号についても気象庁等の情報収集、分析しながら関係機関と連携し、接近するまでの間ですが、十分な体制と必要な体制をとっていく考えでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）ただいま御報告いただいたこととも関連するかと思うんですけども、昨年9月の定例会において一般質問をした際に、市内の風水害時のときに指定されるとか、開設される可能性のある避難所が193か所あって、そのうち土砂災害の危険があるところが36か所、浸水想定区域内にあるのが33か所という答弁をいただいていたんですが、その後、こういったある程度の被害が想定されたりする避難所については対策をとられたのか。

また、それぞれ避難所としての見直しが行われたのかどうかについて、お示しいただければと思います。

○防災安全課長（堂元光信）危険箇所にある

避難所の見直しについてでございますが、大変申し訳ございません。具体的に見直し、対策をとっているところは現在ございません。基本的に詰所っていうのが大体地区コミになるんですけれども、そこは堅牢な建物であったりはしているんですが、若干やはり厳しいところもございます。

ただ、避難所、詰所の移設等については、やはり住民の方々、それから協力いただける関係者の方々との調整が必要でございますので、昨年度御指摘いただいておりますが、引き続き危険でないところの避難所、詰所を今後も見直しを進めていきたいと思っております。

○委員（坂口健太）ただいま答弁にもあったように、昨年の答弁の中では危険が発生すると想定されたときには、他の避難所等に避難所を移動させる等々といった対応をされるというのはありましたけれども、あらかじめ避難をされてきているわけですから、やはり避難所というのは安全な場所にあったほうがよいかと思っておりますので、引き続き検討と対応をされたいと思っております。

○委員（井上勝博）今の避難所の関係なんですけれども、コロナウイルスの関係で当然マスクとか持参していただくということは、これは当然のことなんですけど、仮に熱がある方も避難される可能性もあるわけです。そういったときに、どのように対応するのかということについては、詰所の要員の方についてのマニュアル的なものというのはきちんと整備されているのかどうかということをお聞きしたいと思うんですが。

○防災安全課長（堂元光信）コロナ対策につきましては、このコロナ禍が進む中で、国・県等からいろいろな指針が示されておりまして、今年の6月に職員向けの指針をガイドラインをつくっておりまして、今現在その指針に基づいて各詰所で対応しているところでございます。

例えば、今御質問の熱のある方についての対応でございますが、その避難所で個室、部屋が分かれている場合は、そこにちょっと分けて入っていただく、そういうものがない場合、本日もたいていまだ移動ができる場合は、近くのまだ避難所を開設していない避難所等の利用等も考えております。

○委員（井上勝博）台風も近づいておりますし、またそういうコロナの問題点もありますので、そこはやっぱり万全を期していただきたいと思いま

す。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、防災安全課を終わります。

---

#### △原子力安全対策室の審査

○委員長（徳永武次）次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室を終わります。

---

#### △選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次）次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

---

#### △議案第113号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第113号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）予算に関する説明書の31ページをお開きください。

歳出予算2款4項1目選挙管理委員会費で、これは、令和2年4月人事異動に伴う職員手当等の補正額を計上したものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を

行います。

当局に説明を求めます。

**○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）** 委員会資料総務部の３ページをお開きください。

薩摩川内市長選挙及び薩摩川内市議会議員選挙の執行について説明をさせていただきます。

１、選挙期日。これについては、１０月２５日で、告示日が前の週の１８日日曜日になります。立候補届出の受付は午前８時３０分から、市長選挙の候補者は本庁３階第１委員会室で、市議会議員選挙の候補者は東別館１０１会議室で、開始時間の１０分前までにお集まりください。

次に、３の選挙すべき数は御覧のとおりです。

４の投票できる者ですが、令和２年７月１７日以前から居住している者で、平成１４年１０月２６日までに生まれた者になります。

５の投票所及び投票時間は、市内６７か所で実施します。投票時間については、前回７月の県知事選挙時と同じ時間となっております。

６の期日前投票は、告示日の翌日１９日から２４日までで、本庁、支所とも同じ期間で、投票時間はそれぞれ異なりますので後ほど御覧ください。

７の巡回期日前投票については、市内２３投票所を１時間の受付時間で巡回して実施します。

８、開票所については、３開票所で開票予定で、本土地域は８時半から甕島の２開票所は午後８時から開始になります。

９の立候補予定者説明会です。来週の１２日土曜日に開催予定で、市長選挙立候補予定者は１０時から本庁東別館１０１会議室で、市議会議員選挙立候補予定者は１３時３０分から１０１会議室で開催する予定です。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** お聞きいたします。この間、気になっているのが、やはり公営掲示板の箇所数、それから投票所の箇所数がやっぱり減ってきているということが気になっています。

それで、もし手元に資料があれば、合併当初からするとどのくらい減ったものかというのは分かりますか。

**○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）** まず、

投票所の箇所数です。合併当時は９２か所投票所があったわけですが、現在では６７か所ということになっております。それから、公営ポスター掲示場については、合併当初は３７０か所あったわけですが、それを２９７か所ということで、現在は設置しております。

**○委員（井上勝博）** 従来から説明を求めたときには、やはり人口が減少しているというお話をされるんですけども、しかし投票率が近年低下して、やっぱりそれが社会問題になって投票率をどう上げるのかということを、本当に真剣に考えた場合に、単に人口が減ったから、要するにコスト的な考え方がやっぱり支配しているというのはどうなのかなというふうに思うんですが、今後、やはりこういった減少ということについては、今後ともやはりあり得るということなんでしょうか。

**○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）** 国、県の選挙については、執行経費の枠内で選挙事務を行うということになっておりますので、今交付される執行経費の枠内でぎりぎりの線でやっておりますので、おのずとやはりその投票所、しかも５００人以下の投票所というのが相当数あって、それをやはり交付金自体もその５００人以下の投票所が極力減額してきているような状況ですので、そういったものも含めて、今回投票所を減らしたということになります。

今後の、これ以上減らすかどうかの質問ですが、当面の間はこの６７か所を維持しながら、また人口の推移等を見ながら、今後検討していきたいと思います。

**○委員（井上勝博）** やはり選挙区というのはもう民主主義の根幹に係るもので、やっぱりそこにコストのことを考えるというのは、やはり民主主義ということと、やっぱり相いれないというか、コスト削減ということと民主主義というのは金がかかるってということで考えていかなければ、いずれ民主主義が破壊されていくということになってくと思うんです。

やっぱり選挙公報とかいろいろ有権者は政策を知る機会はあるんですが、ただ、選挙公報はかなり後に始まってから３日、４日してから配布されるということで、知る機会という点ではやはりポスター、公営掲示板、こういった中でどういう方が立候補され、どういう政策を掲げているかとい

うのを、若い人にもわかる形になるんですよ。

そういう点では、投票所もそうですけども、公営掲示板もどんどん減らされていくということについては、本当に危惧しております。やはり、そういう点について例えば国や県からのお金の枠内ということをおっしゃるんですが、場合によっては市の一般会計からの持ち出しというのはできないものなのかということなんですけど、どうなんでしょうか。

**○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）** 国県の選挙については、国県の交付される交付額の枠内で選挙を執行するというのが基本になっておりますので、どうしても開票の時間が伸びたりとか、異例の事態があった場合にはそれはもう当然一般会計のほうから歳出をさせていただかないといけないんですが、基本的には執行経費の枠内でやるということになっておりますので、その枠内で執行していきたいと考えております。

**○委員（川添公貴）** 前回、知事選、補欠選挙のときから投票所が減らされて、巡回期日前投票でしたっけ、これもされたわけですけど、何人ぐらいの方が投票されたのか、それから投票者総数に占める割合が何%あったのか、教えてもらいたいと思います。

**○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）** 巡回の期日前投票を1週間かけて、市内の23か所で開設をいたしました。23投票所で投票された人数が376人で、その投票所の有権者が、これは昨年の12月1日の定時登録時の有権者数でいきますと7,082名でしたので、率にしまして5.31%の投票があったということになります。

**○委員（川添公貴）** 巡回していただいて5%、高いか低いかわちょっと分からないんですけど、期日前投票が東郷だけちょっと調べたんですけど、約半数だったんで50%ぐらいでしたから、今の5%というのはちょっと低いのかなと。郡部なんですけど、巡回していただくのはありがたいですけど、多分周知がちょっと少なかったんだろうと思うんですけど、どっちがいいかわからないんですけど、周知をされて身近で投票できますよという感じでやっていただければありがたいと思っています。

**○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）** 今度の市長、市議選についても、この巡回期日前投票を実施する予定ですので、自治会長はじめ防災無

線等を通じて、地域の方々には投票していただけるように、広報活動に努めていきたいと思います。

**○委員（瀬尾和敬）** この前、甌大橋が完成して、甌は一つになりました。この開票所を見ると、今回までは下甌島、上甌島という形で開票されるんですが、将来的にはやはりこれは1か所で開票するようになるんですか。

**○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）** 甌一体化方針の中でも、その開票所は統合の対象に上がっております。来年の10月に甌の振興局が開設されると同時に、甌についても開票所を一つに集約したいと思っております。今からその調査をしていきたいと思っております。

**○委員長（徳永武次）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。

---

#### △会計課の審査

**○委員長（徳永武次）** 次は、会計課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（徳永武次）** それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。

---

#### △監査事務局・公平委員会事務局の審査

**○委員長（徳永武次）** 次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

---

#### △議案第113号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（徳永武次）** まず、審査を一時中止しておりました議案第113号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○監査事務局長（茶園勝久）** それでは、第9回補正予算につきまして説明申し上げますので、予算に関する説明書の33ページをお開きください。



2款6項1目監査委員費、事項、監査委員費につきまして121万3,000円を減額しております。これは人事異動に伴います扶養手当、児童手当などの職員手当等の減額と、あと定期総会、研修会等の書面開催によります旅費、負担金の減額が主なものになります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局を終わります。

#### △企画政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、企画政策課の審査に入ります。

#### △議案第113号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第113号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（上戸理志）まず歳出は、予算に関する説明書の26ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費の11節需用費、説明欄下から3行目の土地対策費は消耗品費の追加を計上するものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

2款5項1目統計調査総務費の2節給料、3節職員手当と4節共済費については、統計調査に関わる職員の人件費の調整分でございます。その下、2目基幹統計調査費の11節需用費は、国勢調査

における調査員、指導員のマスク等の消耗品費を追加計上するものでございます。

次に、歳入になりますが、予算書18ページをお願いいたします。

16款2項1目総務費補助金の1節総務管理費補助金は、説明欄の上から2番目、土地利用規制等対策費交付金でございまして、国土利用計画法に基づき、土地売買届出に係る事務交付金の確定によるものでございます。

続きまして、20ページの16款3項1目総務費委託金の5節統計調査費委託金はコロナ感染症対策としてマスクなどの追加が手当されたものでございまして、先ほど説明いたしました歳出と関連しております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○企画政策課長（上戸理志）それでは、企画政策部の委員会資料1ページをお願いいたします。

令和2年国勢調査の実施について、まず1番の期日につきましては、令和2年10月1日木曜日を基準日としております。

2番、目的は記載のとおりでございまして、3番の特徴としまして、今回の調査はインターネット回答と郵送回答を推進しております。国のほうはインターネット回答50%以上を目指しているところでございます。

2ポツ目の速報結果の公表が、新型コロナウイルス感染症の影響により、4か月延期され、令和3年6月になる見込みでございまして、確報につきましても最大2か月延期されると言われております。

3ポツ目の1920年に開始してから、これは大正9年でございますが、ちょうど今回が100年目の節目の年になっております。

4ポツ目の10年に一度の大規模調査、基本的

には国勢調査は5年に1度なんです、その中でも10年に一度の大規模調査でございまして、今回は19項目、5年前よりも2項目増えてございます。

4番、経過と今後の予定、(1)5月1日に東郷支所別館に既に実施本部を実施して事務にあたっております。

(2)指導員99名、調査員605名を委嘱して事務にあたっております。

(3)説明会、ちょうど今説明会の真ただ中ですが、調査員8月24日から9月4日まで、10日間を説明会を実施中でございます。なお、指導員につきましては10月に実施予定でございます。

(4)の広報につきましては、広報紙、ホームページ、防災行政無線それからFMさつまさん、それから9月7日にタレントの芦田愛菜さんを中心に全国一斉放送がされます。それから、市としては懸垂幕、横断幕、そういったものを用いまして、しっかりと市民のほうに周知を図りたいと考えております。

なお、スケジュールは9月14日から9月21日で調査表の配布をしまして、インターネット回答と郵送回答が9月14日から10月7日、そして希望される方は直接調査員が受け取るという形、従来の形もこれはできます。それが10月1日から10月7日、即ち今回は三つのパターンで調査票の回答となっております。なるだけ、対面を避ける形です。そのような形で調査員にも説明会等では徹底しているところでございます。

その他としまして、6月に専用電話回線を4回線、東郷支所に設置しております。9月からは土日とも問合せが多くなることから職員を配置しまして、事務に当たることとしております。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。

以上で、企画政策課を終わります。

---

△甌はひとつ推進課の審査

**○委員長（徳永武次）** 次は、甌はひとつ推進課の審査に入ります。

---

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

**○委員長（徳永武次）** まず、審査を一時中止しておりました議案第113号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）** 予算に関する説明書の26ページをお開きください。歳出でございます。

2款1項6目企画費、説明欄の甌島振興費は、今年度開催予定の全国離島交流中学生野球大会が来年度に延期されたことによる随員職員の旅費及び実施団体への補助金等の減額でございます。

次に、歳入について説明いたします。

18ページをお開きください。

16款2項1目総務費補助金、11節の特定有人国境離島振興対策事業交付金について、観光・シティセールス課で所管をしておりますが、滞在型観光に係る事業見直しによる減額となっております。

次に、23ページをお開きください。

21款5項4目雑入については、説明欄の二つの丸に記載のとおり、離島甲子園参加に係る県離島振興協議会からの補助金について、来年度へ延期になったことによる減額でございます。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

**○委員長（徳永武次）** 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

**○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）** 総務文教委員会資料の2ページをお開きください。

新型コロナウイルス対策に係る甌島との往來自肅等について、経過を御報告させていただきます。

6月議会で、6月18日発出分までを報告させていただきましたが、その後、7月31日に8月31日を期限とするお願い文書を発出しました。

内容は、四角囲みのとおりでございますが、来

島される皆様及び甌島市民の皆様、甌島の事業者の皆様宛てに十分な感染防止対策を取っていただくこと、往來を検討される場合は慎重に対応いただくこと。また、特に甌島市民の皆様には、観光客等の増加が予想されますが、デマやうわさに惑わされずに冷静な対応をされるようお願いをしております。

また、9月1日からの対応については、口頭報告ということでさせていただきたいと思います。8月31日に9月30日までを期限とします、甌島と本土の往來についてのお願いの文書を発出しました。内容は四角囲みの内容と同じで延期した形となっております。

今後も、感染状況や国県の動きを注視しながら、市の本部会議等での決定に従い、注意喚起をしまいたいと思っております。

次に、3ページでございます。

事業経過の報告をさせていただきます。

2となっております恐竜化石活用事業について、まず本年度の企画展につきましては、自主事業として「恐竜と火山と巨大湖の眠る街」を、令和2年8月1日から9月6日までの間、鹿島支所甌ミュージアム恐竜化石等準備室で実施をしております。新型コロナウイルスの関係により、例年より来館者は少なくなっておりますが、29日の甌大橋の開通以来、島内でのお客さんもかなり日曜日なんかは来ているというような状況でございます。

今回の企画展は、薩摩川内市本土の特徴的な地質も含め紹介しておりますので、委員の皆様方も台風の影響もございますが時間がとれましたら、ぜひ週末、御覧になっていただければと思います。

次に、協力事業として、記載のとおり2か所の企画展に化石の貸出しなどをしております。

次に、3番目の甌島ツーリズム推進事業でございます。

本年度の甌島の中学生が集まる交流会を12月19日に、鹿島から上甌地区、これは甌大橋を使った形での開催を予定しているところでございます。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありましたが、これを含めてこれより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（杉藺道朗）** 今、企画展の御案内もいた

いただきました。9月6日までこの恐竜展を含めて。ただ、今こうして、僕なんかも行きたいと思うんだけど、台風状況やこういう気象状況にもかなり影響されるのかなと思うんです。現時点で、展示会等の延期というような部分というのは考えていらっしゃるんですか。

**○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）** 今のところ企画展の延期は考えてないところでございます。通常、夏休みの子どもたちにも来ていただくということで、夏休みを対象に大体、企画展を開催しております。

あと、この企画展自体はなくなりましても常設展のほうで、今年3月にまた大きな標本も展示をしておりますので、ぜひ機会を捉えて行っていただければと思っております。

**○委員（川添公貴）** ツーリズム推進事業に関連して、ちょっと担当が違うかもしれないんですけど、いちき串木野市がフェリー利用者に対して商品券か何か配った事業があったんで、あれを記事を読んで橋がつながったことによってフェリーの利用率が下がるだろうって、高速船の利用が増えていちき串木野市に人が来なくなるんだろうってやってやったのかなと思ったんです。背景を御存じだったら教えてもらいたいし、現状でフェリーが川内に来るのはまだ分からない話なんで、要は高速船利用を図っていただいて、薩摩川内市を通過していただく人が多いほうがいいわけなんで、そこら辺をどう考えてらっしゃるのか。所管が違えばもういいです。

**○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）** 中身については、私のほうも新聞記事程度しかちょっと存じ上げておりません。あと甌島も今コロナ禍でなかなかお客さんに対してのPRも難しいところなんですけれども、橋がつながったことで上島と下島の交流のところから着手をしてみようかなと。島内でのまず交流、それから市内との交流、それから県内という形で今後ちょっと進めていきたいなっていうふうには思っているところです。

**○委員（瀬尾和敬）** 橋でつながって、甌島のことをCMに流されたりもしていると聞いています。そうすると観光客というの、押し寄せたくてしようがないという状況の中で、こうやって甌島と本土との往來についてのお願いというような発出をずっと続けてらっしゃるんですけど、いずれか

の時にはやっぱり、これを見ると、さも余り来てほしくないなというような雰囲気がないこともないですね。本当は来てもらいたいんだというそういう時期が早く来ればいいと思うんですけれども、やはり担当者としては痛しかゆしなところもあるんじゃないかなという気もするんです。今言われました、まず本土地域の交流、今度は島と市、そしてそれを広げていくと言われましたけど、やはりこれを早くできる時が来ればいいなと思いますけど、お考えを。

**○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）** 私どもも、できれば島の観光事業者のことを考えると、もう早く通常の往来についていうのもありますけれども、ただ、甌島市民の皆様の中にはまだ心配する声もありますので、地域の方々の意見、観光事業者の意見等を毎回聞いて、この文書を出しておりますので、また同じように、これからも確認をしながら出していききたいなというふうに思っております。

全体的な交流につきましては、まあその痛しかゆしのところもあるんですけれども、観光物産協会とか、うちの所管の観光・シティセールス課とかいろいろ連携を取りながら、情報を共有しながら、またPR等にも努めていって増やしていきたいというふうに考えております。

**○委員（井上勝博）** 藺牟田瀬戸架橋が完成して、ただ気になるのは、風の強さによっては通行できないというのを前聞いたことあるんですが、年間を通じてその辺、気候状況というのは調査されていると思うんですけれども、平均的に言ったら例えば何メートル以上だと渡れないっていうことがもしあるとしたら、それがどのぐらいかということと、年間と言うと平均的にどのぐらいの日数で渡れないということが考えられるのか、どうなんでしょうか。

**○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）** ちょっと、所管は違いまして、建設部のほうになると思うんですけれども、今、甌大橋のほうは、甌大明神橋のほうが風速25メートルという基準を持っておりますので、それと同じ基準というふうに聞いております。

あと、今の甌大橋の推測というのは分かりませんが、甌大明神橋の開通してからの実績等によると、年によってばらつきはあります。通行

止めが、年間1回だけとか、多い時は3回か4回あったりとかはしますけれども、平均的に言えば1.何回というふうに聞いております。

ただ、25メートルの風が吹くという状況の中では、台風とかが多いわけですが、この時は全体的に日常生活のほうももう止まっている感じになりますので、これまでもそう影響を受けているというようなことは聞いてはいないところでございます。

**○委員（井上勝博）** 先程、選管のところで、投票所も統合の計画というのがあると聞いたんですが、場合によってはそういう、たまたま投票の時に風が強いという可能性も出てくるわけですが、そういったことについては、いろいろこう、公共施設を使えなくなるっていうか、そういう一つにする、診療所を一つにするということとか、投票所を一つにするとかいうようなことの問題点が出てくると、課題が出てくると思うんですが、その課題についてはどのようにお考えなんでしょうか。

**○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）** 全体的には橋が通行止めになった時の対応というのも甌島一体化方針の中では協議をしております。その対応というのもそれぞれ検討をしているというふうに考えております。

**○委員長（徳永武次）** ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、甌はひとつ推進課を終わります。

---

#### △行政改革推進課の審査

**○委員長（徳永武次）** 次は、行政改革推進課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（徳永武次）** それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。  
以上で、行政改革推進課を終わります。

△地域政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、地域政策課の審査に入ります。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第113号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○地域政策課長（下 蘭 伸 一） 予算書の28ページをお開きください。

2款1項15目コミュニティ費の事項、自治会育成費の57万9,000円の増額について説明をいたします。

消耗品費及び通信運搬費の増額につきましては、当初の郵送発送計画にはなかった新型コロナウイルス感染症対策に関する市の対応方針や国の緊急事態宣言を受けての対応、イベント・会議の開催制限について、全557自治会に計8回通知をいたしました。そのうち6回が郵送での通知となったことにより、当初の予算に不足が生じることと、それから今後の通知対応分を見込みまして、今回増額をするものであります。

次に、コミュニティ推進費につきまして説明をいたします。

来年1月オープンします、SSプラザせんだい1階の（仮称）市民交流プラザ、この中に新たに設置いたします市民活動センター、この運営に係る予算であります。会計年度任用職員2名の報酬、それから事務消耗品、電話料等の通信運搬費、印刷機等の使用料及び賃借料の増額、それから地区コミュニティ協議会運営交付金の減額、これにつきましては地区コミュニティ協議会が直接雇用していたコミュニティ主事の退職に伴いまして、後任に本年4月1日付で市の会計年度任用職員の主事を採用し、地区コミュニティ協議会に配置したことに伴う、負担金補助及び交付金から報酬への予算の組替えによるものであります。

ここで、市民活動センターの概要につきまして、資料に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

企画政策部の総務文教委員会資料4ページをお願いいたします。

市民活動センターの概要についてです。

まず、設置の目的としましては、市民活動を支援する拠点施設として、市民活動団体やNPO法人等の支援を行うとともに、より多くの市民が市民活動に参加・参画しやすい環境づくりを進めることを目的としております。

設置場所につきましては、令和3年1月8日にオープンのSSプラザせんだい1階の（仮称）市民交流プラザ内に設置をいたします。

次に、センターの機能といたしましては、設置目的にもありましたが、市民活動を支援する拠点施設を目指すこと、それから、より多くの市民が市民活動に参加・参画しやすい環境づくりを目指すことから、（1）から（6）までありますけれども、まず、市民活動に関する情報発信、（2）に市民活動団体やNPO法人の設立や運営、国県市の助成制度に関する受付相談業務、三つ目に会議や打合せを行う際の交流の場の提供、四つ目が市民活動団体など各種団体の育成、団体間の連携の強化推進、五つ目が各種講座、研修会、セミナー、報告会等の開催、六つ目がプロジェクターとかスクリーンといった備品の貸出し、これらが主な機能となります。

次に、利用可能な組織としましては、市民活動団体やNPO法人をはじめ、地区コミュニティ協議会、自治会などの利用を予定しております。

センターの開所時間及び閉所日は、開所時間が9時から17時、閉所日は日曜日と毎月第3月曜日といたします。

配置人員につきましては、市民交流プラザの所長を兼ねた職員1名と会計年度任用職員2名で業務を行うことといたします。

最後に、開所スケジュールにつきましては、令和3年1月8日のSSプラザせんだいのオープンと同時に開設することとなります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）会計年度任用職員に関連して市民活動センターの経費が計上されているんですけど、大体この事業内容を見るとどれぐらいの利用があるのかっていうのを見込んでいるのかです。

それから、果たして会計年度任用職員でこうい

いろいろな各種イベントや講座を企画立案できるのかどうかという心配があるんですが、そこまで出来る人を会計年度任用職員に登用されるのかどうか、とりあえずその2点教えてください。

○地域政策課長（下藺伸一） まず、利用の見込みについてでありますけれども、私どもが把握しています市民活動団体というのが41団体、これは市のネットワーク会議等に登録されている団体ですけれども、これが41団体あります。あとNPO法人が29団体、今のところございます。具体的な利用の目標、件数というのは定めてはおりませんけれども、こういう方々が活発にこの施設を使って交流をしていただく、そのことによって、さらに市民活動団体が増えていくことにつながればいいというふうに考えております。

それから、任用職員でそういう会・イベント等を企画できるかという御質問でしたけれども、これにつきましては職員が1名行きます。職員と会計年度任用職員2名でこのボランティアセンターの業務を扱うことになりますので、会計年度任用職員が全てをするということにはなってはおりません。

○委員（川添公貴） 正規職員の方が一人入って、3名体制でやるってことは理解したんですけど、物事が動いてないんで何とも言いようがないんですけど、例えば指定管理者制度を提案して、プロポーザルみたいな形で提案していただいて指定管理者制度の導入を今後視野に入れて動かしていただければと思うんですけど。というのは、多分職員の方の給料が合計で1,000万円近くでしょう。会計年度任用職員のお金でしょう、そういう分入れたときに指定管理者でやっていただこうがより有効的に使える可能性もあるんで、そこ辺は動かしてみた結果ですよ、まあ考えてみていただければと思います。ちょっと事が動いてないんで何とも言いようがないんで。

○地域政策課長（下藺伸一） 今御提案ございましたように一応立ち上げは市の職員と、あと会計年度任用職員で立ち上げを行うということで、あと3年、4年たった時には、要は中間支援の団体を育成するという形で、例えばNPO法人が運営するとか、そういう形の検討はしていかなければいけないというふうに考えております。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

以上で、地域政策課を終わります。

△情報政策課の審査

○委員長（徳永武次） 次は、情報政策課の審査に入ります。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） まず、審査を一時中止しておりました議案第113号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○情報政策課長（福元昭宏） 予算に関する説明書27ページをお開きください。

2款1項7目情報管理費における補正予算額は、地域情報化推進事業費甕島地域光ファイバー敷設負担金を2億6,500万円増額するものでございます。

次に、6ページをお開きください。

第2表繰越明許費の2款1項総務管理費の高度無線環境整備推進事業は、甕島地域光ファイバー敷設負担金に係る整備が、今後、事業者が総務省へ交付申請、審査・交付決定を経て事業着手する予定ですが、年度末までに想定工期が満たないため、翌年度へ繰越しを行うものでございます。

詳細は総務文教委員会資料により説明いたしますので、委員会資料の6ページをお開きください。

甕島地域光ファイバー敷設負担金（高度無線環境整備推進事業）について御説明いたします。

1の事業概要について、甕島地域に民間電気通信事業者が民設民営方式により、光ファイバー網を敷設し、ブロードバンドサービスを利用可能とするため、その経費の一部を負担するものでござ

います。

2、この事業の経緯・背景につきまして、これまでは光ブロードバンドサービスは市内の一部のみ利用可能で、サービスエリア提供以外の地域の整備が進んでいない状況でございました。民間電気通信事業者へ整備要望を続けていたところ、本土地域に関しましては株式会社Q T n e tがエリア拡大を行うこととなり、本年3月の委員会で報告させていただきました。甌島地域につきましては、整備を検討していたところ、5月末に総務省が新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、新しい生活様式に必要な情報通信基盤の整備を急務とし、高度無線環境整備推進事業を前倒し推進するための令和2年度第二次補正予算を公表いたしました。この補助事業を活用し、令和2年度に整備着手する民間電気通信事業者に対し、その経費の一部を負担することで甌島地域の整備を行うものでございます。事業完了は令和3年度末を予定しております。

3の補正予算額、その財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（瀬尾和敬）甌地域にこういった予算投入されるのは分かりました。本土地域は3月に言われた2年ぐらいをめどにというのはそのままで行ってやられるということによろしいですか。

○情報政策課長（福元昭宏）本土地域に関しましては、Q T n e tが整備をするということで説明をしておりましたけれども、この事業者も補助事業を活用することで整備のほうをちょっと前倒しして着手するというところで聞いております。ですので、令和4年4月にはサービス提供が可能になるのではないかとこのふうに見込んでおります。

○委員（瀬尾和敬）今度コロナの問題とかでいろいろ今家庭同士で情報交換したりしますよね、都会の子どもとかやったりとかいうのに、どうもこっちは遅れているのどうのこうのと言われてたんですけど、こういうのが完成するというのが目安があればまた市民の皆さんも安心されると思います。また鋭意取組んでいただくように、これは希望しておきたいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、情報政策課を終わります。

---

#### △広報室の審査

○委員長（徳永武次）次は、広報室の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑願います。御質疑願います。

○委員（川添公貴）ホームページの管理はここでもよかったですね。市のホームページのセキュリティはかなり厳しくしてありますか。というのは、私のパソコンでセキュリティをちょっときつくしているんだけど、薩摩川内市のホームページに飛ばない。ほか全部行くんだけど薩摩川内市だけが行かないので、何かセキュリティをきつくしているのかと思って。ちょっと聞きにいいかと思ったけど、せっかくなので、駄目だったときは私がセキュリティをちょっと落とさないといかんだろうと思う。キャッシュをちょっと変更しないといかんと。いや、ほかはどこでも行けるんですよ、アメリカでも。

○広報室長（黒木 諭）分かりました。セキュリティの関係は情報政策課と一緒にやって行っているんですけど、ホームページに入れないというのはちょっと初めてお聞きしたので、情報政策課と確認を取って、具体的にちょっとお話を伺

って、また対応させていただければと思います。

○委員長（徳永武次）個人的にお願いします。  
ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、広報室を終わります。

---

△ひとみらい政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、ひとみらい政策課の審査に入ります。

---

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第113号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）まず、歳出でございます。

予算に関する説明書の26ページをお開きください。

2款1項6目企画費、説明欄の一番下の行、事項男女共同参画政策費の減額でございます。

内訳は、めくっていただきまして27ページでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、男女共同参画フォーラムを中止したことに伴う減額分と、SSプラザせんだい内に設置予定の男女共同参画センターの電話回線工事及び通話料として通信運搬費を計上しております。

男女共同参画センターの概要につきましては、後ほど資料で説明させていただきます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算に関する説明書16ページをお開きください。  
15款2項1目総務費補助金、総務管理費補助金、説明欄、地域女性活躍推進交付金でございます。

同交付金につきましては、これまで鹿児島県を経由していたことから県支出金に計上していましたが、今回、国から直接交付されることとなったことから、新たに計上するものであります。

続きまして、18ページをお開きください。

16款2項1目総務費補助金、総務管理費補助金、説明欄、鹿児島県地域女性活躍推進交付金でございます。

先程説明したとおり、当該交付金につきましては、国庫支出金に計上し、県支出金を減額するものであります。なお、差額の8万8,000円は、補助対象経費の一部が減額されたことによるものであります。

それでは、男女共同参画センターの概要について説明いたしますので、総務文教委員会企画政策部資料の5ページをお開きください。

同センターにつきましては、男女共同参画社会の実現を目指すための施策推進の拠点として、SSプラザせんだい1階の（仮称）市民交流プラザ内に開設するものであります。

センターの機能としましては、大きく四つあります。

一つ目は、講座・セミナー等の開催です。これまで男女共同参画に関する会議やフォーラム、女性活躍に関するセミナーなどを、国際交流センター、川内文化ホール、市役所などで開催しておりましたが、今後は、原則、SSプラザせんだいで開催いたします。また、男女共同参画に関する各種講座を適宜開催してまいります。

二つ目は、活動の場の提供です。鹿児島県男女共同参画地域推進員や女性チャレンジ委員会、また、ダイバーシティ研究会や川内ばれっとなど、男女共同参画の推進に取り組む団体等に対する活動支援や、ミーティングスペースを提供いたします。

三つ目は、情報提供です。男女共同参画に関する情報紙や資料、パンフレット等を配置するとともに、ホームページやSNSによる情報発信を行ってまいります。

四つ目は、相談業務です。現在、毎週土曜日13時から16時まで、まちあいサロンの2階で行っている、元人権擁護委員や調停委員、消費生活専門相談員等による何でも相談を、今後は場所をSSプラザせんだいに移して行ってまいります。

センターの開所時間及び閉所日は、記載のとおりでございます。

配置人員は、先程地域政策課から説明のありました、市民活動センター従事者3名が兼務いたします。そのため今回の補正予算では、当課では人件費等を計上していないところであります。

なお、同センターの開設は、SSプラザせんだいがオープンする来年1月8日を予定しております。



す。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
以上で、ひとみらい政策課を終わります。

ここで、休憩します。再開はおおむね１３時１０分といたします。

~~~~~

午後０時５分休憩

~~~~~

午後１時６分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（徳永武次）次は、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第１２０号 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業（学校ＩＣＴ環境整備工事）請負契約の締結について

○委員長（徳永武次）まず、議案第１２０号公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業（学校ＩＣＴ環境整備工事）請負契約の締結についてを議題とします。

当局に、追加の委員会資料も出ているようですので、それを含めて補足説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一）議案つづりその２、１２０―１ページをお開きください。

今回、締結したい契約の内容につきまして、契約の目的は、公立学校情報通信ネットワーク環境

施設整備事業（学校ＩＣＴ環境整備工事）です。

契約の方法は、公募型プロポーザル方式による契約です。

契約金額は、５億３，９００万円であります。

契約の相手方は、九電工・川北電工・田原電設特定建設工事共同企業体であり、代表者が、株式会社九電工鹿児島支店常務執行役員支店長中島雄二氏で、構成員が、株式会社川北電工、株式会社田原電設であります。

また、整備期間は、令和３年２月２６日の完成予定としております。

次に、契約方法の概要について説明します。

総務文教委員会資料（その２）の１ページをお開きください。

本事業の募集要項になります。

２ページをお開きください。

募集要項の定義、事業概要を記載しています。

本事業は、小・中・義務教育学校の、普通教室、特別教室、体育館等で、児童生徒の全員が、無線環境により、タブレットパソコンが使用できるよう、校舎等内に無線アクセスポイントや充電保管庫の設置や設置に伴う配線の敷設、通信設定、維持管理の提案等を行うものであり、６月議会で予算補正したものであります。

国の補助事業で、年度内の施工を求められており、また、それぞれに異なる校舎の形態や規模である各学校の全てが、同一基準で効果的な施工となるよう、各学校ごとに現地調査、実施設計、整備施工等を行うことから、価格のみの競争入札ではなく、公募型プロポーザル方式を採用しました。

４ページをお開きください。

ページ中段より、事業者の募集について説明しています。

（２）募集及び選定のスケジュールの①公告につきましては、７月３日に６月補正予算として議決いただきました後、募集要項等の公表期間を、７月１０日から８月１１日までの３３日間としました。

②募集要項等に関する質問の受付は、公表日から７月２２日までとし、⑤提案審査に係る提出書類の受付締切日を８月１１日とし、三つの共同企業体より提案を受けました。

提案受付後、審査を行い、８月２０日に最優秀提案者を決定したことから、９月議会の初日に提

案ができず、追加提案とさせていただいた次第であります。

5 ページ下段、4 番より参加資格要件等を記載しています。

6 ページに、(1) 参加資格要件を、7 ページより、(2) J V (特定建設共同企業体) の条件、(3) 代表企業の参加資格要件、(4) 構成企業の参加資格要件を記載しています。

同ページ下段の 5 番より、審査についての記載になり、次の 8 ページに、提案審査として技術提案書の審査・採点方法について、評価項目、評価項目の採点基準等を、9 ページ下段から 10 ページ上段に、提案価格の審査・評価点の算出方法を説明しております。

その次の下段に、3、事業者の選定の(1)(2)において、技術評価点と価格評価点の合計点の最も高い提案を、契約の相手方となる最優秀提案者とするとしています。

なお、審査結果の公表等については、審査の可否を応募者へ通知するとともに、決定の事業者のみホームページで公表するとしています。

また、13 ページ以降に、要求水準書を添付しております。

主な項目は、調査・設計業務、施工業務、工事管理業務、設備の機能・性能の要求水準や維持管理に関する提案等であります。

本募集要項等に従い、最優秀提案者を決定の後、仮契約を締結したところであり、契約議案として中日提案させていただいたところであります。

○委員長(徳永武次) ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(井上勝博) G I G A スクールの準備ということで、大きな工事が行われるわけですね。今年度中にタブレットも全ての子どもたちに配付されるということですが、本当に現場はついていけるのかなという感じがして。この間、学校に行つて、こんな話があるんですよと言ったら、まだそういう情報は全くないんですよねっていう話で、学校の現場では全くないということを聞いたんです。だから、そういう現場でこう準備ができていない状態のもとで、工事や物だけが進んでいるという印象がどうしてもあるわけなんです、その辺については、学校の現場にはちゃんとその説明

ができていんでしょうか。

そして、例えば、タブレットをみんなに与えたとして、みんなが扱えるっていうのを、そろえていくっていうことになかなりの時間、やっぱり要するんじゃないかなと、低学年から高学年までなので、低学年の子どもたちがついていけるのかなって、我々もなかなか大変なのにとってるんですが、その辺についてはどんなお考えでやっていらっしゃるんですか。

○教育総務課長(大濱浩一) まず一つ目に工期についての御質問がありました。

年度内中に、果たして全て整理できるのかという御質問でしたが、一応この施設の、学校内の施設の整備につきましては、今回、公告で説明させていただきました募集要項及び要求水準に基づいた形で提案を受けておりますので、現時点では年度内に完成するという事で、教育総務課としましては予定しているところです。

○学校教育課長(村上勝美) 学校現場の研修体制について説明をいたします。

研修としましては、大きく三つの視点でやっております。

一つは、県の研修体制、二つ目は、市の研修体制、そして学校内での研修というふうな形でしております。

まず、県の研修体制としましては、県の総合教育センターの主催研究会、これに、前期 4 回ございましたけれども、本市からは 13 人の希望がありました。後期は 9 月以降、2 回あるんですけども、ここには 10 名の参加を計画しております。

また、土曜講座、オンライン研修会というふうな形で、県のほうで行っているところです。

続きまして、本市の研修会としましては、まず、管理職から知らせたいということで、5 月の教頭研修会でこの G I G A スクール構想について説明をしました。次に、7 月の校長研修会でしております。情報教育の担当者研修会ということで 8 月 6 日に実施、先日になりますけれども、8 月 24 日、川内文化ホールで約 100 名弱の教職員の参加を得て、県の総合教育センターの講師を招いて、特に G I G A スクール構想について重点的に説明をしたところでございます。

併せて、校内で研修する場合には、学校教育課の指導主事等が学校に出向いて指導するような形

にしているところでございます。

○委員（井上勝博） 急な話のように私たちは受け止めている、この1年以内にこんな話が出てきているようなふうに思うんですよね。コロナの関係でこれが早まったというふうに、そういう認識があるんですけれども、現場では、こういうGIGAスクール構想、タブレットを子どもたちに持たせるということによって、これまでの教え方として、何がどう変わるのかということについて、子どもたちも含めて理解があつてこそ、有効な活用がされると思うんですけれども、子どもたちは全然まだ何にもないんですよね。あまりにもこう急激過ぎるんじゃないかという気はするんですけれども、これはもう国の方針で、全国一斉に、全部そうなんですか。それについていかなきゃいけないということなんですか。どうなんでしょうか。

○教育総務課長（大濱浩一） 今回のこの事業につきましては、国が昨年末の12月に児童生徒向けの一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する政策や補正予算を示しました。それに基づきまして、1月下旬から県の事業説明を受けまして、この事業に取り組んでいるところであります。

ただ、2月以降からの新型コロナウイルス感染症の関係もあるかと思いますが、最初は令和元年度から5年間かけて端末の整備まで計画をしていたものが、3月ぐらいになりましてから、令和2年度中にネットワークの施設の整備と、そして一人一台のパソコンの整備も単年で整備するという方向が、国のほうより示されたものであります。

○委員（井上勝博） 今でさえ学校の先生は超過勤務が多くて大変だということで、働き方改革を進めていかなくちゃいけないということで議論してたんですよね。

ところが、こういう、子どもたちにまずこのタブレットに親しんでもらうとかっていうのは、一つの、相当な大きな事業というか、先生方にとってみれば負担になると思うんですよ。これは、人的な、例えばサポートっていうか、新しく雇用するということも含めて検討がされるのでしょうか。それとも、今の体制のもとで、これを進めていくということなんでしょうか。

○教育総務課長（大濱浩一） 整備された後の現場の先生方へのサポートについての御質問につ

きましてでしたが、今、本年度におきましても、当初予算におきまして各学校でのICTの機器につきまして、その使い方とかというものを支援する業務委託の予算を頂いております。そちらの予算のほうを来年度、整備の方向を見定めた上で、支援委託業務の内容等のまた拡充等を現在、どの程度まで図るかということを検討しているところであります。

○委員（落口久光） 入札業者の件が三つ報告もあったんですが、残り二つのところの入札の金額とか、もし言えるんだったら、ちょっと教えていただきたいんですけれど。

○教育総務課長（大濱浩一） 申し訳ございません。入札におきまして、決定に至るまでの過程の内容については、お答えすることができません。すみません。

○委員（落口久光） 多分、金額に差があったと思うんですけど、じゃあ、実金額はいいですけど、差があった見積り等の内容の中で、一番大きなウエイトがあったのが工事の費用なのか、使用する機器なのか、そういうのが、大きな違いとかがあるんだったら、ちょっとそこを教えてください。

○教育総務課長（大濱浩一） 入札時におきましては、工事施行に係る技術点と、そして、その工事に係ります価格の二つの評価で決定をさせていただきました。

今回の入札におきましては、総体事業費の価格を示していただいておりますので、その価格の中で機器に係る部分あるいは施工に係る部分がどの程度ということは、お示しすることはできませんが、予算を計上させていただく上で、積算しております主管課といたしましては、メディアコンバータあるいはサーバーとかアクセスポイントとか、今回は設備に伴う機器のウエイトが相当高いということで想定しているところであります。

○委員（落口久光） ちょっと立て続けになって申し訳ないんですが、全国的に展開する事業っていうふうに伺っているんですが、普通、それ考えると、機器とか、そういうのも大体統一性を持たせてっていうのかなって思ったんですけど、そうなるのかどうか、もし分かってたら教えてください。

○教育総務課長（大濱浩一） お手元に配付させていただいております委員会資料（その2）に、

13ページ以降に要求水準書というのがついております。この要求水準書の18ページ以降から、設備に係ります機器とか、機器の性能に関する要求水準ということが掲載しております。こちらにつきましては、もう国が示す基準に伴ったものがあります。

○委員（落口久光） ちょっと気になってる点が、これ、多分、仕様書なんで、これに合致してるんやったら何でも使っていいよってなると思うんですけど、今、アメリカと中国が結構いろいろやり合ってるじゃないですか。一部もうここ最近、ここ一、二か月とか、そのぐらいの間では、今度はもう具体的に、もうどここのものを使ってるのは使わないというので、一部もうヨーロッパ諸国のほうもそれに賛同しつつある傾向にある中であって、それ使ってる機器をもし選定されていた場合に、このままで工事していいのかってところが、ちょっと疑問が出てくるんですけど、そこら辺はもう把握されてるのか、把握されてないんだったら、即効やったほうがええと思うんですけど、考えをお聞かせください。

○主幹兼教育施設整備グループ長（藤井孝彦） まず、工事の際の基本的な考えですが、仕様書に基づいて、その業者より仕様材料の承認願いというものが出てまいります。その中で具体的に製品の品番とか、メーカーとか示されてまいりますので、その際に私ども監督員のほうで要求水準と同等以上のものであるのか、そこら辺をチェックしてまいりたいと思います。

○委員（落口久光） であれば、そこは分からない、ブラックボックスの状態で、今回の件をそのまま進めるという認識でいいんでしょうか。そこが、その考え方がどうかなっていう気がするのですが、もう一回、お尋ねいたします。

○教育総務課長（大濱浩一） あくまでも国の規制とか法につきましては、法は守られると、前提でしていただくものだということで認識しております。

○委員（坂口健太） 各学校ごとに整備に係る予算とか、積算させていくもので、小規模校から大規模校まで本市内にいろいろあって、違うと思うんですけど、今、機器の整備の件、出ましたけど、今年の早い段階で整備を進めようとしていた他県とかの学校で非常に積算金額が高くて、文部科学

省からもっと安くしろというようなお達しも出したりもしていたんですが、果たして本市の中で、今回の整備をする、どれぐらいの整備計画、各校ごとになっているのかというのを示していただければ幸いなんですけど。

○教育総務課長（大濱浩一） 今、委員のほうから、文部科学省からの施工費用をもっと落としてという、指示があったのではないかという確認もございました。

確かに、1月末に県を通じてこの事業の説明及び補助金額の説明を受けました。その当時受けた補助金額は、相当高い、1校当たり数千万的な単価を示されていました。それに基づいて当初は3月補正の中日もしくは最終日に提案ができなかったということと内部で事務を進めておりましたが、2月末から3月上旬だったでしょうか、その時期にかけまして、地方においては、ネットワークの光ケーブルの敷設費用とか、あるいは学校内の機器の増進とか、社会インフラがもう既に整っている都市部と比べると、割高もしくは過度な整備が含まれているのではないかと、もうちょっと単価を落とす等の工夫をしてほしいというような通知がありまして、1月末に示されていた1校当たり幾らという単価から、学校のクラス規模に応じて単価をまた定めるということで、改めてまた別途、異なるといいますか、補助金の積み上げの内訳が示されました。それによりまして、相当、国庫補助金の予定額が下がったものですから、改めて、その当時、今回、6月補正で提案させていただいた額をさらに上回る額で当初は計画していましたが、内容を改めて、また積算を見直した上で、その結果、6月補正の提案額となった次第であります。

○委員（坂口健太） 今、答弁頂いたことと関連するかもしれませんが、機器の整備については、国からの補助があると思うんですけども、ランニングコストとか、保守点検費用については、私どもの市で負担しないといけない部分が大いだと思うんですが、三者選定する中で、この辺については、評価対象となったのか、こういったような評価を選定されたのかというのを、ちょっとお示しいただければ幸いです。

○教育総務課長（大濱浩一） 資料の9ページをお開きください。

8ページから9ページにかけまして、技術提案書に係る説明を記載しております。その技術提案書の評価項目としまして、大きな項目で、枝番で1番から7番の項目があります。この7番の項目で、維持管理に関する提案ということで、それぞれの応募者の方から整備後の管理を見据えた具体的な維持管理の提案を頂きました。

○委員（川添公貴） まず1点、選定委員会を設けられたということで、金額が大きいので、そのメンバーがどういう方々だったのかっていうことが1点、それから、今、るる話を聞いていますと、三つのベンチャーが応募されたということでありますので、ABCで結構ですので、評価点を教えていただきたい。価格評価点が幾らと、それと技術評価点が幾ら、それをまず教えていただきたいということ。とりあえず、その2点。

それと、すみません、ちょっと勉強不足でよく分からなくてですけど、この、さっき話に出たんですけど、メディアコンバータって何て意味ですか。英語ばかりなので、よく分からないんです。ここを1か所。これはもう余計なことですけど、大きくはその2点、とりあえずお願いしたいと思います。

○教育総務課長（大濱浩一） 審査に係ります選定委員会のメンバー、そして三つの応募者がありました中での、それぞれの技術点、評価点、総合点の点数についてということですが、申し訳ございませんが、こちらにつきましては、公表することができません。

○主幹兼教育施設整備グループ長（藤井孝彦） メディアコンバータですが、簡単に言いますと、昔のテレビで思っていただければいいんですけど、電波が弱まったりして、線がずっとつながって遠くに行けば行くほど、電波の受信速度、落ちます、テレビの場合。それと似たようなことで、通信のほうも落ちていきますので、それを増幅するようなものがコンバータというもので、遠くにいても同じような……（後刻訂正発言あり、33ページ参照）

○委員長（徳永武次） ブースターと一緒に。

○主幹兼教育施設整備グループ長（藤井孝彦） はい。もう、委員長がおっしゃられるとおりでございます。

○委員（川添公貴） 今、答弁ができないという

ことでしたけど、10ページ、審査結果の通知は後段で、郵送にて文書で送付するということがあります。ということは公文書なんで、議会に報告する義務があると思います。というのは、そういうことが、この予算を承認し、契約議案を承認するということは、その内容について聞かれたら明確に答えなきゃいけないのが本当です。

答えられません、答えられませんかであれば、逆な言い方をすると、審査ができません、議案を審査ができませんっていうことになりますよね。だから、いい加減に判を押さってということになるわけですよね。だから、あえてどこのベンチャーっていうこと聞かずに、ABCでいいので、点数を言ってくれと、そこはもう推測するしかないんですけど。

何でかっていうと、指定管理者制度を導入するときに、評価点をつけますよね。委員のいろんな方々がおって、その人によって評価点が違うんですよ、やはり。そうすると、例えば、この評価点のありようですけど、例えば、機器の調達に関しては共通しますよね。4番、5番、6番、7番については、通常、共通する部分なんですよ。

要は、スケジュールとか、事業体制とか、ここ辺も、事業体制とかというのは共通する部分があるんですけど、スケジュール設計・施工のこういう体制の妥当性とかというのは、見る人によっては違う点数がつく、あえて10点満点の点数の中をABCで分けて10点、6点、3点かな、類分けしてあるということは、ABCで三つ並べてずっと評価していくわけなんで。だから、そういうことはきちっと説明して、その結果、こういう事業者が選ばれたんですよと、間違いなく行政が要求する内容の事業ができますというのが、この契約議案です。だから、そこは説明する必要があると思います。それは、もう一回答えてほしい。

それと、もうついで、言いますから。当初予算がこの概要でいくと5億9,000万円ぐらい組んでたんですけど、組んでた金額はちょっと覚えてないんですけど、予定価格でいくと、それで多分組んであるだろうと思います。

5億3,900万円で締結しようとしてるんですけど、こういう大型事業の場合は、分割発注が大体、主な方向性が見えるんですよ。土木作業とか建築作業というのは、幾らベンチャーであっ

でも特殊工事でない限りは分割発注をするというのが慣例であるんですが、あえて一本発注したのは、どこにそのような、一本発注したその意味、そこをお答え願いたいと思います。

○教育総務課長（大濱浩一） 改めて、評価点、価格点等の公表についてということですが、まず報告としまして、この募集要項の中に、結果が出た場合の理由の説明を求めることができます。ここにに基づきまして、仮に応募者のほうから、その、価格点、評価点、技術点等の内訳が知りたいというような説明を求められた場合は、その応募をされた会社のものだけ文書でもって回答をすることは可能と考えております。

それと、あと、改めて技術点等の公表を、報告をということですが、募集要項の中で審査結果の公表及び書類等の内容等も公表しないということで、まず示しておりますことから、応募をしていただいた企業さんへの信頼も今後もありますことから、現時点では公表は、申し訳ございませんけど、できないとしております。

併せまして、技術提案書あるいは審査内容等につきましては、提案された方の知的財産等も含まれている部分もあるかと考えておりますので、開示することで、どこの技術点が優劣があったとかが比較されることで、当該企業の営業活動の阻害するおそれもあることから、公表は差し控えているところであります。

あと、分割発注についてでしたが、校舎の形態や学校の規模が異なり、広域に複数の施設が設置されている各学校におきまして、環境を同一基準にするためには、一括発注をする必要があると判断したものであります。

○教育部長（上大迫 修） 先ほど前段で、教育総務課長が答えた部分であります。

議会の審査において、この契約の執行、入札執行の過程に関する情報が出せるのか出せないのかということでございますが、私どものほうが契約議案を議会のほうにお願いするに際して、入札契約委員会等で定めた運用及びその過程の資料等で出せる内容につきましては、契約の目的、契約の方法、金額というように、議案のほうに示してあるものまでだというふうに考えているところです。

そして、先ほど情報公開とかいう発言もありましたが、基本的に契約の過程において情報公開等

があった場合におきまして、お示しできるのは議案書に書いてある範疇であって、その過程で実施をした審査員の名前、また、それぞれの評点の合計でありますとかいうものについては、お示しできないという形が確認されているところでございます。

○委員（川添公貴） 土木施工関係で入札結果が各社全部出るんで、それと同じように考えてるんですけど、じゃあ、それと違って、これに関しては全て非公開という形なわけですね、でいいですか。

それから、技術に関する提案された内容について、他の会社に流用されるおそれがあるから公開できないという答弁されましたが、12ページの「その他」、応募条件のエ、「本市は、提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする」書いてありますね。「なお、提案内容を公表する場合には、事前に当該事業所の承諾を得るものとする。」、答弁と違いますよね。使えるって書いてあるんだから。だから、相手さんに承諾を得れば、委員会にも出せるんですよ、この文章からいくと。

そこをもう一回答えていただきたいのと、それから、審査失格の理由説明についてというのをお答えになられましたけど、この件について、「審査で失格となった者は、その理由について書面により以下の要領で説明を求めることができるものとする。」ということをおっしゃったですよ。

そしたら、仮に、「説明要求の書面の受付日から7日以内に書面により、郵送で回答する。」ということなんで、これも公文書ですよ。仮に、そういう事例があったんですか。あえてここを答弁されたので、そういう案件があったのかどうか、それをもう一回教えてもらいたい。

○教育総務課長（大濱浩一） 失格となった場合の書面により求めることができるの、今の御質問ですが、価格点、技術点等の公表が明示できないのかという御質問があったことから、この場ではお示しはできないんですが、応募された方から問合せがあった場合は、その応募者の方のものについては、お示しすることができるということをお伝えしたかった旨であります。

○教育部長（上大迫 修） 後段のほうからです。

入札の結果等について問合せがあったのか、ど

ういった内容であったのかということについても、お答えはできないところでございます。

仮に、20日に最優秀は決め、仮契約の扱いとなつて3日以内、日にちで言えば、24日までにそういったものがあつたとするならば、1週間以内に文書で回答していく形というふうになつていたということでございます。それに実際あつたのかなかつたのか、どういった内容にあつたのかということについても、お答えできないところでございます。

なお、今回、プロポーザル方式を用いての実施をするに当たりまして、どのような審査の基準ややり方によってしたのかということをつまびらかにすることで、どのような入札審査が行われて、結果的には、こういったことが出たのかということについてを明らかにするために、募集要項において、その点を応募される皆さんにもお知らせをしてやってきたところでございますので、その過程の具体の点数、金額、内容等については、非公開といった部分については、先ほど申したとおりの中での運用となるというように考えてございます。

○主幹兼教育施設整備グループ長（藤井孝彦） 先ほどの質問の中の公募の要綱の中の、「その他」の「提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。」という事項のことでございますが、この今回の3JVさんから出てきました技術提案書といいますのが、結局、本市の貴重な財産となりました。

それと、あと、その三者の提案の技術というのは、各、それぞれの、各JVの個々の財産ということで、とてもいい部分に関しましては、本市といたしましては取り入れたいんですが、いかがでしょうかということで、そのJVの方に御了解を得て使えるものは使っていきたいなというところの趣旨で、ここに書いてある事項でございます。

○委員（川添公貴） 幾ら聞いても意図するところの答弁が出ないんで、一応質問はやめます。もういいです、質問は。答弁が出ないんで、時間の無駄なので。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 討論はないと認めます。
これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） 次に、審査を一時中止しておりました議案第113号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一） まず、歳出について説明いたしますので、第9回補正予算書の56ページを御覧ください。

10款1項2目事務局費の増額補正は、本年4月の人事異動に伴う人件費を補正するものです。
58ページを御覧ください。

10款2項1目小学校管理費の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額と、寄附金等の受入れに伴う図書備品の備品購入費を増額するものであります。

同ページの下段、2目小学校教育振興費の増額補正は、6月定例会で議決頂きました、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に伴うもので、報酬・共済費・消耗品費は、事務補助金の交付決定に伴う増で、委託料は、各学校と本庁または支所間の情報通信網を高速大容量化へ増強するための機器設置費の増であります。

また、備品購入費は、児童、教諭等指導用のタブレット型パソコンの整備に要する増であります。

ここで、パソコン整備の概要につきまして、資料により説明します。

総務文教委員会資料の1ページになります。

1番の事業目的は、前回、6月議会で説明しました、ネットワーク環境施設整備事業での説明と同内容になります。

2番の事業概要ですが、タブレット型パソコンの整備台数は8,663台で、内訳は児童生徒用

が8,024台、教諭等の指導用が639台であります。

3番の事業費は、小学校費と中学校費と合わせて5億6,309万5,000円で、1台当たりの単価は6万5,000円の積算となります。

6万5,000円の単価は、国の示す基本モデル仕様に対する補助金の上限額4万5,000円に、セットアップやネットワーク接続設定等の導入作業や学習支援システム等の追加経費2万円を加算したものであります。

4番の調達計画についてですが、短期間で大量調達することや県内の市町村横断の統一的な仕様となる等の国の推進に基づき、鹿児島県の共同調達により、年度内の器機整備を行うものであります。

県の共同調達の経過等は、記載のとおりであります。

また、7月31日に、県の選考委員会の審査により、採用決定業者が決定しております。

5番の機器のスペックと学習用ソフトにつきましては、この決定に伴い機器の基本仕様と導入されます文書、表計算、プレゼンテーション等の学習ソフトを掲載しております。

補正予算書の59ページをお開きください。

10款3項1目中学校管理費の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額と、寄附金の受入れに伴う図書備品の購入費を増額するものであります。

同ページ下段、2目中学校教育振興費の増額補正は、前のページの小学校教育振興費で説明しました、学校と本庁・支所間の情報通信網の整備に要する委託料とタブレット型パソコンの整備に要する備品購入費を増額するものであります。

60ページを御覧ください。

10款4項1目幼稚園管理費の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増減と、4月より休園となりました、八幡・いりき・祁答院の3園の管理経費の減額及び本年4月より閉園しました高城中央幼稚園の不要物の処分委託料、遊具撤去工事費の増額であります。

歳出については以上であります。

続きまして、歳入予算について御説明しますので、17ページをお開きください。

15款2項8目1節小学校費補助金の説明欄、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補

助金169万3,000円は、事務費補助金の交付決定に伴う計上で、同じく、1節小学校費補助金の説明欄下段と、2節中学校費補助金の公立学校情報機器整備費補助金の増額は、教育用パソコン整備に伴う国庫補助金で、交付決定に伴い計上するものであります。

21ページをお開きください。

18款1項8目1節教育費寄附金の増額は、小学校への寄附金として、1件の個人、1件の企業様より、中学校への寄附金として、1件の個人より御寄附を賜りましたことから増額するものであります。

23ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入の説明欄上段、日本教育公務員弘済会読書活動啓発・推進助成金20万円は、助成金の採択に伴い計上するものであります。

○学校教育課長（村上勝美） 予算に関わる説明書の56ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費153万4,000円の増額となります。

内訳としましては、右側の説明欄になります。教育指導費の報酬、共済費、費用弁償は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業に伴う学習の遅れへの対応のため学習指導員の配置を、そして家庭用教材の印刷、保護者への連絡、健康管理、教室内の換気や消毒などの感染症対策等に係る学級担任等の補助を行うスクールサポートスタッフの配置をする経費を計上するものでございます。

減額分につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う研究大会等の中止に伴います減額でございます。

続きまして、教育研修費、教育育成費の減額につきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大により、講座の中止に伴う負担金及び1学期中の社会科見学用のバス借上料、甌アイランドウォッチング中止による減額でございます。

続いて、57ページをお開きください。

教育派遣費につきましては、現在、直接雇用のALTが4人いるうち二人が本年8月に終了し、新たなALTを迎える予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大により現在のALTが帰国できない可能性、また新たなALTも来日で

きない可能性があったことから、今回に限り、6年目の延長を行ったことによる報酬、負担金等の調整を行ったものでございます。

子どもの体制整備費事業につきましては、スマイルルームのリフレッシュ i n 寺山の送迎用ジャンボタクシーに不足が生じたため、増額をするものでございます。

63ページです。

10款6項3目給食センター費は、給食センター職員の人件費の調整による増額です。

続いて、歳入について説明をいたします。

19ページをお開きください。

16款2項8目教育費補助金のうち学校教育課分は、1節教育総務費補助金は、先ほど説明いたしました学習指導員等に係る県の3分の1補助となります。また、3分の2につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の対象事業となっております。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） タブレットについて、具体的にこういうのを導入しますということですが、1.4キログラムというのが、どの程度なのかがちょっとぴんとこないところもありますけれども、これはもう小学校1年生から中学校3年生まで、そういうずっとその子どもに貸与っていうふうになるんだろうと思うんですが、もし壊れたときに、子どもたちや子どもたちの家庭への負担っていうのはどうなっているのかとか、それから将来的には家庭に持って帰って宿題をするみたいなことも考えられるのかなと。そのときの家庭によってはWi-Fi環境のない家庭などについては、どうされるのかなとかいうのがいろいろ出てくるんですが、そういうのはずっと構想としてもプランとしてはあるわけですか。

○教育総務課長（大濱浩一） 修理につきましては、もし学校で使っているときに子どもさんが落としてとか、壊れたときの費用につきましては、今、議決頂きました後から、また相手事業所さんと調整をするんですが、一定の範囲内での故障については保守料と言ってよろしいでしょうか。この部分までは保守の範囲で修理をしますよという内容も、幾つかの部分はあるようでありま

す。

ただ、またそれを超える部分につきましては、通常の学校の授業の中で何らかのはずみで破損してしまったりとかいう場合は現在でもありますので、それを保護者の御家庭の方にそのまま求めるということは、今のところは考えていないところであります。

また、自宅に将来持ち帰って、そこでまた通信費が発生するときの御家庭の通信費についてですが、その部分につきましては、一定の所得以上の御家庭におきましては、御自宅の負担になるかと思うんですが、今現在、就学援助制度というのがございます。国のほうから示されておりまして、就学援助費の中で通信料を1か月当たり1,000円程度の通信費を補助する等の案等も示されているところであります。

○主幹兼教育施設整備グループ長（藤井孝彦） 先ほどメディアコンバータの御回答いただきましたが、一部訂正をさせていただいてよろしいでしょうか。（29ページの発言を訂正）

○委員長（徳永武次） はい、どうぞ。

○主幹兼教育施設整備グループ長（藤井孝彦） 先ほど回答いたしました中の大きなテレビでという表現しましたが、増幅器のことを大きく言っていたかと思います。

メディアコンバータのもともとの使用目的といいますのが、光ケーブルで大本からずっと伝送されてデータがやってきます。光ケーブルというのは非常に高額なものでございますので、それをたくさん使うよりも、建物内においては金属製のメタルケーブルというものを使って、毛細血管みたいに端末を接続するというふうになっておりまして、外から来た光の情報を金属製のメタルケーブルに乗せるための信号に変換するための変換器ということでございますので、御訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員（井上勝博） 低学年の1年生から中学校3年生まで、ずっと持つということになるわけですが、それはずっと9年間、その子どもたちに貸与というふうになるのかということが漏れておったので教えていただきたいのと、それから今学校で問題になっているのは、そういうタブレットやスマートフォンによって、子どもたちの健康問題というのが出てきているというふうにいる

ろ聞いているんです。恐らくゲームなんかでそういう問題が起こってくるんだろうと思うんですけども、タブレットの使用の仕方について、子どもたちの健康との関係はどういうふうになっているのかなと思います。

○教育総務課長（大濱浩一） まず一つ目のタブレットのほうを貸与という形で御質問されたんですが、市としましては貸与という形ではなくて、あくまでも市の備品ということで管理すると考えています。学校内の備品を日常の教育活動の中で児童生徒が使うということで整理しています。

○主幹兼教育施設整備グループ長（藤井孝彦） 先ほどの健康被害という部分でございますが、6月の委員会の中でも委員のほうから電磁波という言葉がお示しいただけたと思います。この電磁波につきまして御説明いたします。

これにつきましては、電磁波は体にたまっていくと、蓄積して人間の体が電池の状態になるということで、蓄積に対して健康被害があるのではないかということが言われております。特に子どもさんたちの上履きも底はゴム靴かと思うんですが、ゴムのシューズであると下に放電しません。

放電をするためにはというところであります。健康被害をなくすためには、その蓄電されたものを外へ出すということで、御家庭に帰ったらはだしで歩かれる。そのときとかで十分放電はされているということでございます。それとすみません。もう一つ補足させていただきます。

国際がん研究機関というところで、発がんランクというのを1から4まで示されております。その中で電磁波につきましては、極低周波というものに分類されておりまして、発がん性の程度といたしましては、紫外線と同等ということであるということで報告されております。

○委員（川添公貴） 10款2項2目備品購入費について伺いますけど、この経緯については説明受けたんで、随意契約であるということは承知しましたが、鹿児島県が決めたということは、県下一斉に同じ教材、同じ機器を使用し、それから、県内の転校に対しても対応できるような機器であるということで理解してよろしいですか。

○教育部長（上大迫 修） 共同調達という形で県が決めて、随意契約でいたします。県内各校が仮に同じものを入れたとしたときに、9年間の

間に他の地域の学校に行って、同じものが使えるような状況にはなるとは思います。物を持っていくわけではありません。

ただ、ここの中で示しておりますとおり、基本スペックと学習用ソフトの基本部分については、それぞれの自治体で小学校、中学校併せた形に多分なろうかと思うんですけど、その他ある意味、追加のパッケージとかいろいろありますので、それについては各地域オリジナルのもの等が付加されて、それぞれの地域の学校教育の中で使いやすいものが整備されるという形になっているところなんです。

○委員（坂口健太） 今の件に関してなんですけど、本年7月31日に県の選考委員会から3社、採用されたと。ウインドウズ系の業者とクローム系の業者とiOS系の業者、3社採用されて、それぞれOSごとにメリット、デメリットある中で、本市がこの三つの中からウインドウズを選択した理由というのを教えていただければ。

○教育総務課長（大濱浩一） 県のほうから共同調達を行うということで、新年度に入りましてから通知がありました。それに基づきまして、国に準ずる、今のウインドウズほか2社、合計3社のメーカーの仕様が示されたんですが、そこにに基づきまして、教育委員会内で、どの機種がよろしいかということで、各学校の先生方の意見も聞きながら、最終的に本市におきましてはウインドウズの機器を希望するということで、照会に対して回答したものであります。

○委員（落口久光） 関連してになると思うんですけど、ウインドウズも今10で、こちらでもウインドウズ10となっているんですけど、10も出て結構たっていて、あと何年かしたら、多分またサポートするようになると思うんですけど、その場合、買換えするんですか。中にはアップデートがというのもあるんですけど、機器によってはアップデートして動かなくなるという機器もあるので、大半、特にこういう学校とか企業で使う場合も、アップデートじゃなくて買換えという選択をよくやるんです。サポートになったときに、今ここにある全てのパソコンを一斉に切替えていったときに、そこ辺の考えとか判断とか、多分、自治体でってなるんじゃないかなと思うんですけど、その判断も含めてでウインドウズを決めた

ということでしょうか。

○教育総務課長（大濱浩一） 結論からいいますと、今後のランニングコスト、あるいは更新のことも考えた上でウインドウズに決めたものがあります。今後の更新につきましては、メーカー推奨は大抵のタブレット機器は5年前後だと思うんですが、できるだけ5年の範囲、5年の中で修理をしながら、少し長期間持たせながら、その中で一度に更新するのではなくて、年次的に平準化を図れるような形で、学年ごと、あるいは学校別に更新が将来的にできないかということ等を考えてはいるんですが、今仮に、いつ頃あるかもしれないということは、まだ想定はしていないんですけど、OSがいつかの時期に一斉に変わって、アップデートしないといけなくなってしまった場合等につきましては、その時期にアップデートしたほうがいいのか。あるいは更新、機器本体を更新したほうがいいのか。その辺はそういった事象が生じたときに、財源ができるだけ効率的なものになる方法で、改めてその時期に検討させていただきたいと考えています。

○委員（坂口健太） 改めて、本件、関連させていただくんですけども、先ほど答弁の中では、各学校や先生からの意見を伺って、ウインドウズにしたということはあったんですけども、どれぐらいの単位なのか分からないんですけど、他県であったり、ほかの自治体であったりといった例を見てみますと、同じ市町村の教育委員会内でも、ほかのOSの端末を使っている例も見受けられました。

いろいろ調べてみると、例えば低学年の子どもたちと中学生は違うし、それぞれのニーズによって端末整備をしていたり、特にまた特別な支援が必要な児童生徒というような配慮も考えながら、幾つかのOSを調達しているようなところもあったんですが、本市においてはそういったことは検討されなかったんでしょうか。

○学校教育課長（村上勝美） 今、御指摘のありましたように、例えばOSによっては低学年が扱いやすいOSもあるやには聞いております。そういったところも検討して、ずっと今後使い続けていくということを考えれば、このウインドウズのほうがよろしいかという判断で、そういった意見を教育総務課のほうにこちらのほうから提示し

たところでした。

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○学校教育課長（村上勝美） 海陽中学校の休校について説明をいたします。

総務文教委員会資料の2ページをお開きください。

海陽中学校におきましては、本年7月30日に下甌・鹿島地域中学校再編準備委員会を設置し、昨年8月に行われました下甌・鹿島地域中学校準備委員会での合意事項について確認をし、その承認をされました。

その内容が資料の2ページの大きな2のところにあります。

確認、承認された内容としましては、まず1番目、令和3年4月に複式学級が見込まれる海陽中学校の生徒は、令和3年4月から海星中学校に通学する。

2、海陽中学校は、令和3年4月から当分の間、休校とする。

3、その間、学校再編協議会を組織し、海陽中学校と海星中学校の統合に向けた協議や調整を行う。

4、鹿島地域の中学生の通学先についても、海陽中と海星中の統合と並行し検討、決定する。それまでの間は、鹿島中の休校を継続し、生徒は海星中に通学するという4項目の合意がなされたところでございます。

また、この再編協議会で出されました主な意見や要望、その回答を次の3ページにまとめているところでございます。

今後は学校再編協議会として令和3年4月に海陽中の休校、海陽中生徒の海星中への通学へ向けて、具体的な作業を進めていくことになります。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がりましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、教育総務課及び学校教育課を終わります。

△文化課の審査

○委員長（徳永武次）次は、文化課の審査に入ります。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第113号を議題とします。
当局の補足説明を求めます。

○文化課長（羽田美由紀）それでは、予算に関する説明書の61ページをお開きください。

10款5項2目、事項名、文化財保護事業費において増額補正をお願いするものでございます。

増額の主な理由は、県指定天然記念物オニバス自生地である寄田町小比良池に外来種ホテイアオイが繁殖し、オニバスの生育を妨げていることから、ホテイアオイ除去及び処理業務の委託をするものでございます。県事業費補助金の内示を受け委託料等の増額補正を行います。

普通旅費等の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりました協議会等の出張旅費が主なものでございます。

次に、伝統的建造物群保存整備事業の減額補正につきましては、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりました協議会等の関係経費が主なものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、説明書の17ページをお開きください。

15款2項8目4節社会教育費補助金の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金は、薩摩川内の大綱引き調査事業と市内遺跡発掘調査事業に対する交付額の決定を受け減額補正するものでございます。

次に、19ページをお開きください。

16款2項8目4節社会教育費補助金の国指定文化財等事業費補助金は、市内遺跡発掘調査事業に対するもので、次の県指定文化財保護事業費補助金は、オニバス自生地環境保全整備事業に対する交付額の決定を受け増額補正するものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（杉蘭道朗）ただいまのオニバスですけれども、実際、オニバスはどのくらい残っているのかな。たまに通っても、なかなか確認ができない。ホテイアオイ等で完全に取り込まれているような状況下だと思うんです。実際、何株なのか、幾つっていうか、数字は分かりませんが、あるのか。

それと、今回、こうして予算づけされましたんで、それはそれでいいんですけど、地元の九州電力の方々等が以前、ホテイアオイの除草作業をしていただきましたけれども、そことの兼ね合い。この除草作業そのものを市が主体的に行うっていうのはどうだったか。毎年1回ぐらいやられるのか。そこあたりを教えてください。

○文化課長（羽田美由紀）小比良池のホテイアオイの除去作業につきましては、毎年九州電力の御協力を頂きながら、大体、昨年も6月から7月の頃に年1回、作業を文化課の職員も一緒に行っております。

ただし、平成11年度と平成20年度に重機による大規模な除去を行っておりまして、その人力での除去作業を続けている中、おおよそ10年程度いたしますと、とても人力だけでは除去できない状況になっております。

オニバスに対しまして、昨年度も確認をいたしましたが、10株ほどこちらのほうで目視で株はございます。かなりホテイアオイが繁殖しておりますので、その10株ほどを守っていくためにも、今年度はどうしても重機での除去が必要かと思われます。県のほうの補助金を頂けることになりました。

○委員（杉蘭道朗）分かりました。たまに通っても、なかなかどこにあるのという状況下であったものですから、この事業されるということですから、大事なそういう植物ですので、今後もしっかり管理をしていただければなというふうに思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、文化課を終わります。

△社会教育課の審査

○委員長（徳永武次）次は、社会教育課の審査に入ります。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第113号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（橋口公男）予算に関する説明書（第9回補正）の61ページをお願いいたします。

10款5項1目社会教育総務費の社会教育管理費の増額につきましては、本年4月の人事異動に伴う職員給与費等の調整でございます。

その下、事項、青少年対策費の増額につきましては、令和3年1月開催予定の成人式を当初SSプラザせんだいで開催する計画でありましたが、新型コロナウイルスの影響で密を避けるなど、感染拡大防止対策を講じる必要があることから、サンアリーナ川内での開催を想定し、会場設営等に必要な経費をお願いするものでございます。

次に、二つ下の3目公民館費の中央公民館費の減額と、次の62ページ、地域公民館費の減額につきましては、本年4月の人事異動に伴うものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、社会教育課を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（徳永武次）次は、中央図書館の審査に入ります。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第113号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（堂元清憲）予算に関する説明書は62ページになります。

10款5項4目図書館費でございまして、82万8,000円の減額でございます。

これは4月の人事異動に伴います職員給与費の調整であります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、中央図書館を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（徳永武次）次は、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第１１３号 令和２年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第１１３号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（南 竜治） 予算書 62 ページを御覧になってください。

10 款 5 項 6 目少年自然の家費における管理費を 54 万 3,000 円増額するものでございます。内容は 4 月の人事異動に伴う職員の給与費でございます。

歳入に関してはございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第１２１号 損害賠償の額を定め、和解するについて

○委員長（徳永武次）次に、議案第１２１号損害賠償の額を定め、和解するについてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（南 竜治）提案理由につきましては、教育部長のほうが説明しておりますので、割愛させていただきたいと思います。

まず、事故の概要につきまして説明させていただきます。議案つづりの 121-1 から 2 ページ、併せまして事故現場の地図及び写真の入った議会資料を使って説明をさせていただきます。

事故発生日時は、令和 2 年 1 月 29 日午後 2 時 7 分、公務中に本所の軽トラックを運転していた本所会計年度任用職員が、大小路町の国道 3 号交差点におきまして、青信号で太平橋方面に右折しようとしたところ、横断歩道を青信号で大小路町から若葉町側に歩行していた大小路町在住の〇〇〇〇氏、当時 84 歳に気づかずに、助手席側のドアミラーの部分が被害者に接触する人身事故を起こし、肋骨骨折等のけがを負わせたものでござい

ます。

原因は、運転手の前方不注意により、相手の動きを十分に認識していなかったことであります。

被害者は、上村病院に 3 月 4 日まで入院され、その後、6 月 3 日まで通院されました。

現在もそうですが、この間、加害者は定期的に見舞いを続け、相手方との信頼関係を築いてきております。

6 月 3 日で治療が終了し、相手方も和解に向けた示談に理解を示されたことから、示談交渉を進めることとなりました。なお、市と相手方との過失割合は 100 対ゼロ、損害賠償額は 310 万 7,926 円となったところでございます。

また、同事故の損害賠償金につきましては、後ほど審査頂きます、議案 122 号令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算、歳出として提出いたしております。この支払額につきましては、全国市有物件災害共済会により補填されることとなります。

なお、事故の当事者であります本所職員に対しましては、安全運転について指導を徹底しております。また、全所員に対しましても、教育施設に勤める職員としての自覚を持ち、交通事故や違反の防止をはじめ、服務規律の厳正確保について、機を逸しない指導を継続して行っております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）相手方が何歳であれ、青信号の横断歩道上というのは完全な過失です。それらを踏まえて、薩摩川内市職員の交通事故及び交通法令違反行為に対する懲戒処分等に関する規程というのがあるんですが、どっちが悪かったということはあまり言いたくないんで、これに照らし合わせて、どのような判断をされたのかということと、相手の方が高齢者なんで、今後まだ通院が続くだろうと思うんですけど、示談が済んだ後、そこ辺のケアもまたされるべきだろうと思うんですが、それについてお答えを願いたいと思います。

○少年自然の家所長（南 竜治） 2 点ございましたが、まず被害された方の現在ですが、6 月 3 日に退院なさって、現在のところはそれ以降、通院じゃないということで、完治というふうにみ

なされているのが1点でございます。

もう一つ、すみません、市の職員の交通事故及び交通法令違反行為に対する懲戒処分等に関する規程ということで、それに対する考えですが、会計年度任用職員、昨年度は嘱託員だったんですが、これにおきまして一般職と同じように、しかるべき処分については今後、懲罰委員会もございまして、そちらの判断におきまして、処分等についてはなされていくというふうに考えております。

○委員（川添公貴） 厳々にやりなさいっていうことを言うつもりはないんですけど、何で聞いたかという、毎定例会ごとに、ここだけじゃなくて、和解議案がいつも出てくる、毎定例会ごとに。あった事故は仕方ないんで、後は粛々と済ませていかなきゃいけないんだけど、薩摩川内市の事故割合を考えたときに、市役所は非常に多い。

今回質問させてもらったんですけど、これはまた全協で言いますんで、取りあえずこの件に関しては、何歳の方が事故をされたかというのもまた非公開でしょうから、将来性を考えた形で十分反省されていると思うんで、対処されるように思っています、自分としては。厳々にやるのも必要でしょうけど、教育をしていただいて、今後、こういうことがないようにと決意をされるぐらいで、よろしく願いしておきたいと思います。仕方ないでしょう、済んだことだから。

○委員（杉藺道朗） この軽トラックを使われておったとおっしゃいましたけど、ドライブレコーダー等々は設置をされていたんですか。何が言いたいかといえば、例えばこういう事象が発生したときに、ドライブレコーダーのデータ等をお互いに再現ができますんで、あっ、こういうところやった、いわゆる安全運転教育にも役立てるんじゃないかなと。前もドライブレコーダー、質問したときに、そういう関係のお話をしましたが、そういうのも大事じゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○少年自然の家所長（南 竜治） ドライブレコーダーに関しましては、事故の以前から設置をしております。

○委員（落口久光） ここだけに限ったことじゃないんですけど、先ほど川添委員が言われたように多いです。私の感覚でも、ちょっと多いなど、人数比からいっても多いなという気がするんです

が、それを受けて、役所が使っている公用車とかを、もう、その自動ブレーキだなんだかんだいうのがちゃんとしたやつに変えるという計画とか、そういう案とかはないのかなと思うんです。それやるよりは、もうそっちのほうが、ずっと近道かなという気もするんですけど。

だから、そこは少年自然の家だけに限ったことだけじゃないんですけど、やっぱりそういう議論とかいうのが、庁舎内でないのかなと。バックモニターもしかりです。大半はバックで当てたとか、そういうのばかりなので、その安全を担保するという意味では、ちょっと前向きに検討すべきだと思うんですけど、どうお考えでしょうか。

○委員長（徳永武次） 落口委員、これは財活の問題だと思いますので、ちょっと所管外になると思います。今は教育委員会の車両の件だけ言ってください。

○教育部長（上大迫 修） 教育委員会の車両等につきましても、財活と連携しながら更新の作業を進めております。

更新をしたり、機器をちょっと載せ換えたりとか、いろんなするタイミングでは、ドライブレコーダーを載せたりとかいうことで、安全教育、事故の検証等にも役立てるような形で動いているのは事実でございます。

落口委員、御指摘の自動ブレーキであります、バックモニターの設置等については、いまだ教育委員会も含め、全体としてどういうふうな形でやっていくのかということについては方向性が定まっていないものというふうに認識しております。

ただ、言われましたとおり、教育委員会も職員が多く、市当局も多い中で、他と比較して事故等の発生が多いのではないかという御指摘を頂いており、再三、全協でも御意見等も頂いている部分からしますと、私どものほうも総務部のほうと議論しながら、どういった形での対応を取っていくのか、また、事後においてどういった教育といいますか、安全対策の関係をしていくのかということについては議論を深め、対処していきたいというふうに考えております。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第122号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました、議案第122号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（南 竜治）第10回予算書の14ページを御覧ください。

10款5項6目少年自然の家管理費を310万8,000円増額するものでございます。内容は、先ほどの交通事故に係る損害賠償金でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、議案第122号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたが、本案の討論・採決については、議案第113号の討論・採決後に行います。

それでは、ここで、議案第122号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家を終わります。

△議事調査課の審査

○委員長（徳永武次）次は、議事調査課の審査に入ります。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第113号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（堀ノ内 孝）予算に関する説明書（第9回補正）の25ページをお開きください。

1款1項1目議会費で、補正額は628万円の減額でございます。説明欄を御覧ください。

まず、議会活動費におきまして、議員辞職に伴います議員報酬等の減額及び新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各種総会等が中止となったことによる費用弁償の減額並びに政務活動費の交付に関する条例の改正による政務活動費の減額でございます。

次に、議会管理費におきまして、職員の人事異動等に伴います給与費の補正及び各種総会等が中止となったことによる普通旅費の減額等でございます。

歳出は以上でございます。なお、歳入はございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、議案第113号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたので、これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第122号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止
しておりました、議案第122号を議題とします。

本案については、先ほど質疑が全て終了して
おりますので、これより討論・採決を行います。討
論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。
これより採決を行います。本案を原案のとおり
可決すべきものと認めることに御異議ありませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決
定しました。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を
行います。

当局から報告事項はありませんので、これより
所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、議事調査課を終わります。

△発議 新型コロナウイルス感染症の影響
に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税
財源の確保を求める意見書の提出について

○委員長（徳永武次）それでは、ここでお諮
りします。先ほど御協議いただきました新型コ
ロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な
悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提
出についてを日程に追加して、これを議題にした
いと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。
よって、この件を日程に追加して、これを議題に
します。

まず、書記に意見書（案）を配付させます。

〔意見書案配付〕

○委員長（徳永武次）ただいま配付しました
意見書（案）につきましては、朗読を省略します
ので御確認ください。

それでは、意見書（案）について、御意見はあ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御意見はありませんの
で、文言等の軽微な修正については委員長に一任
いただくこととし、委員会として、本意見書
（案）を本会議に提出したいと思いますが、その
ように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、
そのように決定しました。

以上で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴
う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保
を求める意見書の提出についてを終了します。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（徳永武次）以上で、日程の全てを
終わりましたが、委員会報告書の取りまとめにつ
いては、委員長に一任いただくことで御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。
よって、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長（徳永武次）以上で、総務文教委員
会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 徳 永 武 次